

2020年度 鳥取こども学園事業計画書

社会福祉法人 鳥取こども学園

児童養護施設	鳥取こども学園
児童心理治療施設	鳥取こども学園希望館
乳児院	鳥取こども学園乳児部
保育所	鳥取みどり園
自立援助ホーム (児童自立生活援助事業)	鳥取フレンド 鳥取スマイル
児童家庭支援センター	子ども家庭支援センター「希望館」
障がい福祉サービス事業	はまむら作業所
精神科診療所	こころの発達クリニック
養育研究所	鳥取養育研究所
里親支援機関事業	里親支援とっとり
事業所内保育施設 (企業主導型保育事業)	とりっころんど
就労支援事業	就労支援ジョブサポ

法人の基本理念

社会福祉法人 鳥取こども学園は、
キリスト教精神にもとづいて創立されました。
その根本は『愛』です。

「たとえ、人々の異言、天使たちの異言を語ろうとも、愛がなければ、わたしは騒がしいどら、やかましいシンバル。たとえ、予言する賜物を持ち、あらゆる神秘とあらゆる知識に通じていようとも、たとえ、山を動かすほどの完全な信仰を持っていようとも、愛がなければ、無に等しい。全財産を貧しい人々のために使い尽くそうとも、誇ろうとしてわが身を死に引き渡そうとも、愛がなければ、わたしに何の益もない。

愛は忍耐強い。愛は情け深い。ねたまない。愛は自慢せず、高ぶらない。礼を失せず、自分の利益を求めず、いらだたず、恨みを抱かない。不義を喜ばず。真実を喜ぶ。

すべてを忍び、すべてを信じ、すべてを望み、すべてに耐える。

愛は決して滅びない。

.....

それゆえ、信仰と希望と愛、この三つは、いつまでも残る。そのなかで最も大いなるものは、愛である。」

(コリントの信徒への手紙 一 第13章)

私たちは、こども一人ひとりのありのままを受容し、こども一人ひとりのかけがえのない命をはぐくみ、育てることを使命とする児童養育のプロでありたいと思います。

私たちは、「こどもを飯のたねにする福祉屋」にはなりたくありません。このことは、まず私たち職員が、自らを見つめ、問いかけながら生き、同時にお互いを一人の人間として認めあうことから始まります。

そして、この努力が、おとなとこどもの双方を育て、みんなが尊ばれる社会に向かわせるものと思います。

私たちは、みんなが育ち合うことを理想としています。

目 次

I	沿革	2
II	組織系統図	8
III	現況別表	9
IV	2019年度の事業計画	10
1	法人本部	10
2	各入所施設の総合的運営	16
3	児童養護施設 鳥取こども学園	18
4	児童心理治療施設 鳥取こども学園希望館	21
5	乳児院 鳥取こども学園乳児部	25
6	保育所 鳥取みどり園	28
7	自立援助ホーム 鳥取フレンド・鳥取スマイル	29
8	児童家庭支援センター 子ども家庭支援センター「希望館」	33
9	障がい福祉サービス事業 はまむら作業所	35
10	精神科診療所 こころの発達クリニック	38
11	養育研究所 鳥取養育研究所	38
12	里親支援機関 里親支援とっとり	40
13	企業主導型保育事業(事業所内保育施設) とりっこらんど	43
14	職員研修	45

I 沿革

1 鳥取孤児院・育児院創設(東町・慈善事業時代)

鳥取こども学園は、鳥取市出身の松江育児院院主福田平治の呼びかけに応じて、1906(明治39)年1月13日、尾崎信太郎、片桐一之助、中村正路、丸茂眞應、柴田秀蔵、森脇竹蔵等、日本キリスト教団鳥取教会に連なる人々によって、私立感化教育所鳥取孤児院として創設された。コリントの信徒への手紙一第13章に代表されるキリスト教の愛の精神が、創立の精神である。当時の社会状況は、日露戦争の戦勝気分とは裏腹に、孤児・捨て子が多く、凶作、不景気にみまわれていた。そのような中で愛の活動に入った。

1907(明治40)年、鳥取育児院と改称し、翌年には財団法人の認可を得て、尾崎信太郎が院主となった。当時は、措置費などというものは勿論なく、全ては個人の慈善事業であり、寄付金・賛助金・慈善金収入と私財によって賄われねばならなかった。時代を先取りする人であった尾崎信太郎は、活動写真(映画)を始めて、資金募集の慈善会を開催し、収益をあげることに成功する。その後、児童音楽隊を創って活動写真の全国巡業を行ない、広く支援を仰いだ。「慈善とは、単に恵を与えることではない。社会がその責任のわずかなりとも背負わねばならない、社会の懺悔の行ないである。」という考えと、事業の目的を理解してもらうために、毎月『鳥城慈善新報』という新聞を発行し、千人以上の賛助会員を集めて募金を行なった。

創立当初から小舎制養護が実行され、70名以上の子どもたちが、5棟の普通住宅と4棟の付属舎に分散し、家庭的養護と併せて宗教教育と実業教育が行われた。

1923~24(大正12~13)年頃は、世界恐慌のあおりで生活も極度に悪くなり、会社や工場がつぶれ、失業者が巷にあふれ、石井十次の岡山孤児院をはじめ全国の育児事業の多くが経営困難に陥り、社会事業の受難の時代であった。鳥取育児院も例外ではなく、巡業活動や音楽隊を解散、映画館などの事業を縮小せざるを得なくなった。このような中で、創設以来の職員・斎藤文太郎夫妻が退職され、その後任として鳥取キリスト教婦人会の推薦によってアメリカ帰りの藤野竹蔵・たよめ夫妻が就任し、尾崎信太郎とともに力を合わせてこの危機を乗り越えていった。

1929(昭和4)年には、御大典記念事業として恩賜財団慶福会の助成を受け、二階建1棟(30坪)を新築し、小舎制から寄宿舍制に改めて集団生活と運営管理の合理化がはかられた。

1930(昭和5)年には藤野竹蔵が死去し、藤野武夫夫妻が引き継いだ。

1932(昭和7)年に救護法が施行され、育児院も救護施設として認可されるが、当時の市町村当局の無理解から予算化されず、職員が出向き理解を得るための努力や、財源獲得のため賛助会員の倍加運動がなされ、巡業映画隊を再編成して、資金募集映画会などを行なった。その収益金で院の生活・こどもの生活を支え続けた。

しかし、多年の苦闘と心労のため、尾崎信太郎は1937(昭和12)年に67才の生涯を終え、尾崎悌之助が院長を引き継いだ。

2 戦時下の院舎移転~社会福祉事業法制定(戦災孤児と食料確保・農場時代)

戦時下の院の経営は、困難を極めた。男は年長者からある者は出兵し、ある者は満蒙開拓団へ志願し、女は着物を食料に代えて飢えをしのぎ、藤野武夫は配給米の加配のために筑豊の炭鉱労働に志願した。

1943(昭和18)年9月11日、鳥取大震災によって院舎が全半壊した。死者こそ出なかったとはいえ壊滅的打撃であった。そのような中で、祈りに支えられて、神の奇跡としか言いようのない全面移転工事が行なわれた。20人以上もの土地関係者との買収交渉は6か月にも渡り難航したが、県庁裏の旧敷地を県に買収してもらい、地主たちとの粘り強い交渉の末、4千坪余の現在地を入手した。

1944(昭和19)年11月25日、「子ども達を自然に恵まれた広々とした環境で育てたい」という祈りのもと、戦時下の物資難の中、大工の棟梁をしていた藤野とりの兄

が震災直後に藤沢から駆け付け、移転建築が進められ、職員子ども達総がかりで農作業をして食料を確保、昭和20年敗戦を迎えた。330坪余の建物が完成したのはその翌年であった。戦災孤児が続々と入所する中、芋と南瓜が子ども達の飢を救った。

1948(昭和23)年1月1日、児童福祉法施行。養護施設として認可を受け、名称を財団法人「鳥取こども学園」と改称。理事長に尾崎悌之助、園長に藤野武夫が就任。

1951(昭和26)年4月1日、保育所(鳥取みどり園)が創設され、園長に藤野とりが就任し、一般勤労者の子弟及び学園内幼児50名を対象に事業を開始した。「育児院に入所する前に家庭を支援する『予防的福祉としての保育所』開設」は、藤野とりの長年の夢であり、とりの恩師である宣教師ミスコーの支援や材木一式を寄付された智頭の石谷氏など多くの方々の支援によりその夢が実現したものである。

1952(昭和27)年4月24日、社会福祉事業法の制定に伴い社会福祉法人への組織変更を行う。県には児童課、児童相談所、児童福祉審議会、社会福祉協議会ができ、社会事業の公共性と純粋性が確立されていった。当初、学園内に児童相談所の一時保護所が設けられたというように、鳥取こども学園は、鳥取県における児童福祉の原点ともいえるべき位置を持った養護施設であった。

3 大舎制から小舎制へ(ホスピタリズム論争と小舎制移行施設整備の時代)

浮浪児狩りと飢えと寒さから子どもを守ることから始まった戦後日本の養護施設は、1947(昭和22)年の児童福祉法制定以降、急速に諸制度を確立。ララ物資や共同募金、キリスト教児童福祉会(CCF)等の援助の下に子ども達の生活向上が図られた。そのような中で、昭和30年代に入り、「ホスピタリズム論争」が盛んに行なわれ、養護施設の質的変革が叫ばれるに至り、藤野武夫はこれに誠実に答えようとした。

1961(昭和36)年3月25日、小舎制養育を目指して、サーモコン式耐火造り二階建て児童ホーム(家庭舎)を建設し、小舎制への移行を図った。

1962(昭和37)年12月1日、更に木造二階建て児童ホーム(旧しらゆり)建設、

1973(昭和48)年2月7日、お年玉年賀はがき配分金を得て、サーモコン式耐火造り二階建て4ホーム(第一児童棟)を建設。大舎制から小舎制への移行がはかられ、80名定員で8ホームの体制が確立され、家庭的処遇の強化がはかられた。

また、この間、1969(昭和44)年12月1日には、日本自転車振興会補助金を得て、保育所鳥取みどり園が園舎434.59㎡を増築して新たに乳児保育の事業を開始した。

1975(昭和50)年4月1日、藤野とり園長が病気のため退職、後任に古田操子が就任。

1979(昭和54)年4月1日、藤野武夫園長が病気のため退職、後任に砂川普治が就任。

1981(昭和56)年3月25日、国、県の補助金を得て、老朽改築で鉄筋コンクリート2階建ての第3児童棟・サービス棟・管理棟941.54㎡が新築された。

同年9月24日、尾崎悌之助理事長が退任、後任に尾崎良一が就任した。

1987(昭和62)年10月31日、日本自転車振興会の助成を受け、学園体育館266.35㎡が新築され、一層の施設整備が行なわれた。

4 子どもの人権を守る砦を目指して(自己改革の時代)

一方、児童処遇の面でも、

1978(昭和53)年より、「18才までの養護保障を掲げて、高校全入運動」を実践。その運動の最中に20歳の青年と18歳の少女の相次ぐ学園出身者の自殺事件があり、

1984(昭和59)年1月4日、OBの家「自立援助ホーム鳥取フレンド」を設立運営。

1986(昭和61)年4月、「鳥取養育研究会」の設立と「幼児の集団養護はやめよう」という運動・「幼児の個別担当制から幼児ホームの廃止・各ホームの縦割制」への移行を実現し、更には、鳥取県養護施設協議会の中心施設として、

1987(昭和62)年3月、「足ながおじさんの会」の設立と大学、専門学校への進学。

1988(昭和63)年8月、「全国養護施設高校生交流会」の取組み等を手がけ、創立以来の民間キリスト教社会事業の先駆的・献身的・愛の精神を希求し続けた。また、この間

1986(昭和61)年、古田操子園長が退職、鳥取みどり園長に西尾美智子が就任した。

5 第一次五カ年計画・新たな時代の要請に対応して(多機能化の時代)

- 1990(平成2)年1月27日、国、鳥取市の補助金を得て、鳥取みどり園幼児部園舎362.93㎡を老朽改築。竣工式に合わせて創立50周年記念式典を挙げる。記念史を発行した。
- 1990(平成2)年11月、法人理事会で、1996年の創立90周年に向けて、記念事業として「OB会館の建設」と「情緒障害児短期治療施設併設」を骨子とする「第一次5か年計画」に取り組むことを確認。
- 1991(平成3)年1月、鳥取養育研究会と共催で、「登校拒否を考えるシンポジウム」を開催、情緒障害児短期治療施設併設の方針を内外にアピールした。
- 1991(平成3)年7月、厚生省より「不登校ひきこもり児童指導強化事業」の指定を受け、鳥取県民生部に「情緒障害児短期治療施設併設と養護施設の定員削減についての要望書」を提出。同年11月、県民生部、県教委、国立療養所鳥取病院、鳥取大学教育学部等関係者によって「鳥取こども学園情短施設設立検討委員会」が発足。以降、4回にわたる「検討委員会」と5回にわたる「専門委員会」が開催された。
- 1992(平成4)年4月1日、鳥取こども学園砂川普治園長が退任、藤野興一が就任した。
- 1993(平成5)年7月16日、施設名を情緒障害児短期治療施設「鳥取こども学園希望館」とし、管理治療棟及び工作室(250㎡)の建設に着工、同年11月30日竣工した。
- 1994(平成6)年1月25日、「鳥取こども学園希望館」竣工式及び「記念講演会」を開催し、同年4月1日、養護施設定員80名を45名に削減、情緒障害児短期治療施設「鳥取こども学園希望館」(入所定員30名、通所定員10名)を開設し、館長に松田章義が就任した。
- 1995(平成7)年4月1日には希望館分教室を開設し、同年10月1日には希望館の通所定員を15名に増員した。
- 1996(平成8)年4月1日、鳥取みどり園西尾美智子園長が退任し、入江一枝が就任。

6 1996(平成8)年、鳥取こども学園創立90周年記念事業

地域児童福祉の拠点として(総合化・統合化の時代)

- 1996(平成8)年、創立90周年記念事業として「自立援助ホーム鳥取フレンド」(366.86㎡)建設と「地域交流ホーム」(396.69㎡)の建設及び鳥取こども学園90年史「愛は絶えることがない」を完成させ、
- 1996(平成8)年11月30日、「鳥取こども学園創立90周年記念式典」を挙げる。引続き新装なった地域交流ホームで「感謝の集い」、更に風紋荘でOB、旧職員、現職員の参加による「同窓会」が盛大に行われた。
- 1997(平成9)年4月1日、鳥取みどり園に「わくわく子育て支援センター」を併設。
- 1997(平成9)年12月16日、鳥取こども学園90年史「愛は絶えることがない」が、鳥取県出版文化賞を受賞、1998(平成10)年1月29日、祝賀会を行う。
- 1998(平成10)年5月30日、松田章義館長が全情短協議会会長に就任した。
- 1999(平成11)年11月1日、鳥取県より認可を受け、「子ども家庭支援センター「希望館」(全国初の情短施設併設施設)」を開設。相談事業を開始した。
- 2000(平成12)年3月4日、「子どもの虐待防止ネットワーク鳥取」の結成大会が、鳥取市で開催され、その事務局が子ども家庭支援センター「希望館」に設置された。
- 2001(平成13)年1月15日、尾崎良一理事長が66才で召天、4月17日、尾崎淑子が理事長を引き継いだ。

7 2006年創立百周年に向けて(更なる総合化・統合化を目指して)

- 2002(平成14)年3月23日、創立100周年記念事業の一環として、日本財団、県、市の補助金を得て、情緒障害児短期治療施設鳥取こども学園希望館「教育・治療棟」(568.57㎡)が完成し、竣工式を行ない、創立100周年への第一歩を踏み出した。
- 2003(平成15)年3月31日、松田章義専務理事・希望館館長が退任。4月1日より後任の理事・希望館館長に川口孝一精神科医師、子ども家庭支援センター所長に田村勲が就任した。
- 2003(平成15)年12月26日、第一児童棟大規模修繕及び倉庫新築工事が完成。

- 2004(平成16)4月1日、旧職員宿舎を利用して、あざみホームを新設し、児童養護施設の1ホームの人数を10名から8人までに減らす。
- 2004(平成16)年11月2日、児童養護施設ユニット型ホーム新設、情短施設ユニット化に伴う機能移設大規模修繕工事が完成(カウンセリング室4室、医務室1室)、小規模ケアホーム「あざみホーム」移転。
- 2005(平成17)年3月31日、川口孝一希望館館長が館長を退任し、精神科医師に専念。4月1日より竹本芳宏が希望館館長に就任した。
- 2005(平成17)年4月1日、自立援助ホーム鳥取フレンドの定員を6名とし、鳥取市西町に借家を借りて移転。寮長に山中友子が就任。同時に、倉吉市関金町に借家を借りて「自立援助ホーム倉吉スマイル」(定員6名)を創設。寮長に田村崇が就任。
- また、分園型自活訓練ホーム「東雲寮」を廃止し、「あざみホーム」跡に「こすもすホーム」を新設した。

8 2006(平成18)年創立百周年記念式典と新たな出発

(乳児院創設と第一次五カ年計画2008年4月1日～2013年3月31日)

- 2006(平成18)年1月13日、鳥取こども学園創立百周年を迎え、国、県の補助金を得て1月30日、鳥取こども学園乳児部その他建築工事(乳児院棟495.70㎡、親子訓練棟77.40㎡、管理棟増改築)着工。同年8月10日完成。8月28日竣工式を挙行。管理等増改築工事により、外来通所部門は教育棟へ、情短、養護、乳児の入所部門は管理棟へ集中、統合。会議室増設、通信網整備等統合化、機能強化を図った。
- 同年、10月1日、県の認可を得て、乳児院「鳥取こども学園乳児部(定員15名)」を開設。院長に田中佳代子が就任した。母子の行き来を大切にする母子愛着トレーニングセンターのような役割を果たす乳児院を目指した。
- 2006(平成18)年、11月18日、鳥取こども学園創立百周年記念式典及び感謝の集いを挙行。同時に「愛を灯しつづけて一鳥取こども学園100年のあゆみ」を刊行。市内「対翠閣」にて同窓会を行なった。
- 2008(平成20)年3月3日、平成19年度施設整備事業として国庫補助の内示を受け、第二児童棟老朽改築事業の実施が決定。平成20年度へ事業を繰り越す。第二児童棟は1961(昭和36)年に大舎制から小舎制に切り替えた第一号の建物で旧家庭舎242.46㎡を解体撤去後、同場所に木造二階建384.38㎡を新築。8月1日、総事業費86,308,800円で着工。
- 2008(平成20)年4月1日、国及び県から委託を受け、ニート・引きこもりの若者の相談支援事業「とっとり若者サポートステーション」を開設することとし、従来の福祉・医療・教育に新たに労働部門を加えた地域福祉の総合的拠点として一層の拡充を図った。
- 2008(平成20)年10月1日、厚生労働省のモデル事業(全国8カ所)として児童養護施設等施設出身者の「地域生活支援事業(アフターケア事業)」の委託を受け、学園近くに借家を借り、鳥取県児童養護施設協議会から鳥取こども学園が委託を受ける形で、「地域生活支援事業ひだまり」を開設。10月12日、開所式及び祝賀会を開催した。
- 2009年1月4日、体育館図書室増築工事費として、(財)中央競馬馬主社会福祉財団の補助金5,490,000円、(財)SBI子ども未来財団の寄付金2,247,000円、備品費としてエキスパートホールディングス株式会社社会貢献室寄付金2,529,450円を得て、総事業費20,759,550円で着工。2009年3月31日完成。
- 2009(平成21)年1月27日、第二児童棟完成。
- 2010(平成22)年4月1日、社会福祉法人鳥取こども学園の公益事業として診療所「こころの発達クリニック」開設。院長に川口孝一医師が就任。4月15日開所式を行なった。
- 2011(平成23)3月31日、入江一枝鳥取みどり園園長が退任、4月1日より山本恵子が園長に就任。
- 同年4月1日鳥取市南吉方3-428に7LDK(土地面積389.51㎡)の家を1,800万円で購入。地域小規模児童養護施設(定員6名)を開設。児童養護施設の定員を51名に増員。
- 同年同日、子ども家庭支援センター希望館の事業として、「里親支援機関事業」を受託、事業を開始した。
- 2012(平成24)年3月31日、竹本芳宏希望館館長が退任し、4月1日より西井啓二が館長

に就任。

同年4月1日、アフターケア事業「ひだまり」や「若者サポートステーションとっとり」で、継続的支援の必要な引きこもり健常者、知的障害者、精神障害者、発達障害者などの居場所確保と就労継続支援を目指し、第二種社会福祉事業として、障がい福祉サービス事業「はまむら作業所」を開設。

また、「すべての子どもたちに、人間としての尊厳と子どもらしい生活、多面的で調和のとれた発達を保障するために」、公益事業として、研究所「鳥取養育研究所」を開設。

2012(平成24)年12月15日、鳥取市(安心こども基金)補助金76,003,000円を得て、総事業費136,108,300円にて保育所鳥取みどり園乳児部木造平屋建て607.20㎡を増改築。

2013(平成25)年2月2日、鳥取みどり園3歳未満児棟竣工式を挙行。あわせて4月1日より定員を150名から160名へ変更した。

同年3月21日、鳥取こども学園希望館教育棟の増築を完了。4月より通・入所児のための学級として中学校3学級、小学校1学級設置に対応。通所部門の強化を図る。

同年3月31日、山本恵子鳥取みどり園園長が退任し、4月1日より田淵陽子が園長に就任。

9 「社会的養護の課題と将来像実現15か年」の初年度に向けての準備期間

(第一次五カ年計画終了2013年3月31日からの二年間を

第二次五ヶ年2015年4月1日～2020年3月31日への移行準備期間とした)

2011年7月に発表された「社会的養護の課題と将来像」は国連子どもの権利委員会からの再三の勧告に応える形で、児童養護施設などの社会的養護施設の「生活単位の小規模化」「地域分散グループホーム化」を図り、里親委託の促進を図ること。「施設か里親か」ではなく、施設と里親と緊密な連携のもとに、社会的養護の強化を図り、2015年度を初年度として五年毎の見直しを含む15年間で、施設とグループホーム、里親を3分の1ずつにする数値目標を掲げた。更に、施設や里親は子どもを預かって育てるだけでなく、地域児童福祉の拠点としての役割を担うこととした。

鳥取こども学園は、この計画のモデル施設であり、その実現に向けて、2013(平成25)年5月～2017年の5月までの2期4年、藤野興一常務理事・園長を全養協会長に送り出した。

2013年4月1日、米子駅前に『よなご若者サポートステーション』を開設。

同年4月1日より2箇所目の地域小規模児童養護施設「こどもの家あかり」を鳥取市吉成に借家を得て開設。

同年5月7日、鳥取こども学園乳児部、次世代育成支援対策施設整備費900万円を得て、総事業費20,625,400円にて木造二階建101.72㎡増築建物完成。「どんぐりホーム」移動。

同年9月1日、児童養護施設の本園の定員を39名から40名とし、地域小規模児童養護施設2箇所と合わせ全体定員52名とする。

2014年(平成26)年4月1日、平成17年から倉吉市関金町にて運営してきた「自立援助ホーム倉吉スマイル」を鳥取市西町に移転するとともに、名称を「鳥取スマイル」に変更。

同年4月1日、平成24年に開設した障がい福祉サービス事業「はまむら作業所」を「就労継続支援B型事業」から「就労移行支援事業」に変更。

10 第二次五カ年計画《平成25・26年度を準備期間として、

2015(平成27)年4月1日～2020(平成32)年3月31日》

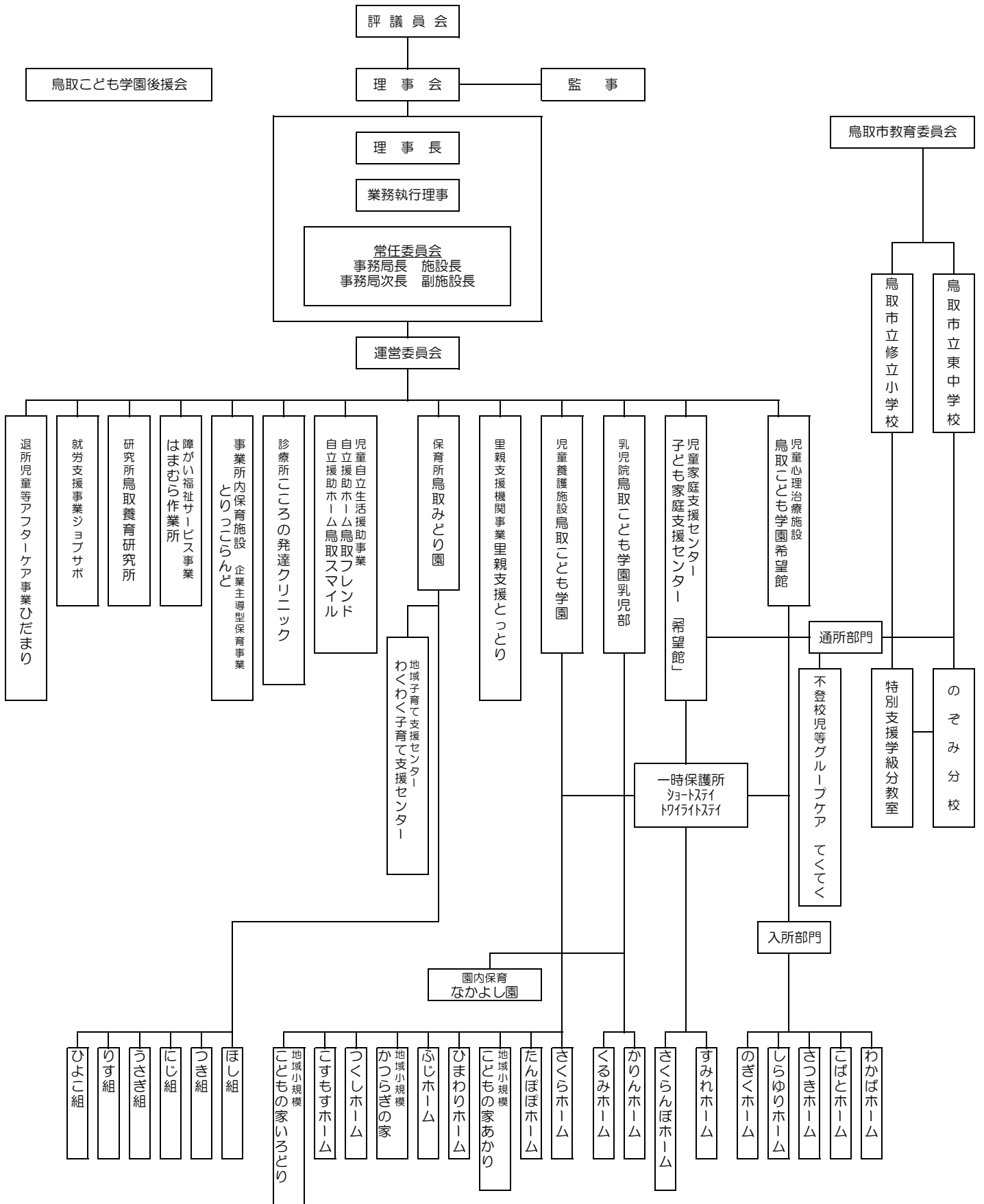
2013(平成25)年4月、第二次五カ年計画の中心に「希望館第一児童棟改築計画」を挙げ、平成23年4月から「希望館第一児童棟改築計画検討プロジェクト」を立ち上げ検討してきたが、法人として初めてのプロポーザル方式による設計事務所選定をおこない、(株)山下設計事務所に設計監理をお願いすることとした。より徹底した生活型情短施設を目指し、希望館の子どもたちや職員の英知を結集して何度も何度も打ち合わせをし、実施設計を作成。

2014(平成26)年県補助金161,280千円、鳥取市補助金26,880千円を得て、総事業費260,940,000円にて、第一児童棟4ホーム904.14㎡、新設ホーム233.52㎡、木工陶芸室4

8.60㎡、合計延べ床面積1,186.26㎡、木造一部RC造2階建を建設。
2014(平成26)年6月11日着工、12月26日4ホーム完成引き渡し。新しい建物で新年を迎える。
2015(平成27)年1月2日、学園同窓会に合わせて旧第一児童棟でお別れ会。解体に着工。同年3月31日、田淵陽子鳥取みどり園園長が退任し、4月1日より二村繁美が園長に就任。同年4月1日から、「社会的養護の課題と将来像」の15カ年計画がスタートし、39年振りともいえる4対1等の職員配置と職員給与の3%アップなどの改善がなされ、新たな歴史のページが開かれた。
同年同日より3箇所目の地域小規模児童養護施設「かつらぎの家」を鳥取市桂木に借家を得て開設。
同年5月26日旧第一児童棟跡地に新設「さつきホーム」233.52㎡及び駐車場が完成引き渡し。
同年6月1日竣工式に合わせて希望館創立20周年記念式典を挙げる。川口孝一Dr. 記念講演。同年9月30日、二村繁美鳥取みどり園園長が退任し、10月1日より長代文子が園長に就任。
2016(平成28)年10月1日鳥取こども学園乳児部創立10周年と合わせて、鳥取こども学園創立110周年記念式典(10:30~学園体育館にて)、感謝の集い(12:30~鳥取みどり園ホールにて)、同窓会(17:30~シティーホテルにて)を開催した。全国各地から施設関係者・キリスト者・地域の支援者130名(式典)・90名(感謝の集い)、100名の学園退所者・旧職員(夜の同窓会)は、100名の学園スタッフの心のこもったもてなしの下に開催された。
2017(平成29)年4月1日、改正社会福祉法の下での新定款がスタートした。理事7名、評議員15名以下の体制で、吉田裕治事務局長、山根章明事務局次長はじめとして法人事務局体制も強化することとした。鳥取こども学園長藤野興一が退任し田中佳代子乳児部院長が鳥取こども学園長に、鳥取こども学園乳児部院長に竹中成代が、長代文子鳥取みどり園長が退任し、中村秀子が鳥取みどり園長に就任した。
同年6月22日、理事長尾崎淑子が退任し、藤野興一が就任。
同年11月15日、管理棟事務所増築工事52.00㎡他改修工事竣工。総事業費21,307,800円
2018(平成30)年4月1日、鳥取こども学園希望館館長西井啓二が退任し、花川治郎が鳥取こども学園希望館館長に就任した。新設の企画広報室長に西井啓二が就任した。
2019(平成31)年3月31日、国及び県から委託を受け2008(平成20)年4月1日に「とっとり若者サポートステーション」、2013年(平成25年)4月1日に「よなご若者サポートステーション」を開設しニート・引きこもりの若者の相談・就職支援を担ってきたが、受託団体に変更となった。
同年4月1日、内閣府所管の企業主導型保育事業、事業所内保育施設「とりっこらんど」を開設。
同年4月26日、厚生労働省鳥取労働局の委託を受け、ハローワーク利用者へのジョブカード支援推進事業を就労支援事業として開始した。
同年9月30日、広報企画室長西井啓二が退任し、広報企画室を休止とした。
同年12月20日、児童養護施設鳥取こども学園第3児童棟屋上防水改修工事竣工、総事業費3,270,400円
2020(令和2)年4月1日、保育所鳥取みどり園の令和3年4月1日からの幼保連携型認定こども園移行に向け、西垣恭子が園長に、川下泉が副園長にそれぞれ就任し、長代文子を引き続き法人本部付相談役とし、中村秀子を副園長とする新体制とした。

以上114年の歩みを支えてきたものは、創立以来の民間キリスト教社会事業の先駆性・献身性、愛の精神であり、神様の愛と多くの先輩達から受け継いだ伝統と地域の多くの人々に支えられた職員の情熱と体当たりの献身性であり、あくまでも社会のニーズに応えようとする姿勢であった。また、民間の先行的実践に応じて下さった国、鳥取県、鳥取市などの行政当局にも深く感謝申し上げる。
神の恩寵と多くの人々の愛のご支援に改めて感謝したい。

II 組織系統図



Ⅲ 現況別表 各施設職員数及び児童数(2020年4月1日)

鳥取こども学園 職員数 59名(正44、嘱1、臨6、パ9、嘱託医1)

入所児童内訳(定員58名)

		幼児	小学	中学	高校	大・専他	小計	計	総計
本園	男	5	9	3	3	0	20	37	53
	女	3	4	4	5	1	17		
地小い	男	0	0	0	0	0	0	5	
	女	2	1	0	2	0	5		
地小あ	男	2	3	0	0	0	5	5	
	女	0	0	0	0	0	0		
地小か	男	0	0	0	0	0	0	6	
	女	0	2	2	1	1	6		

鳥取こども学園希望館 職員数 43名(正38、嘱2、臨1、パ3)

入所児内訳(定員30名)

		小学	中学	高校	大・専他	計	総計
男	6	6	1	0	13	22	
女	2	2	5	0	9		

通所児内訳(定員15名)

		小学	中学	高校	その他	計	総計
男	1	2	0	1	4	10	
女	1	5	0	0	6		

子ども家庭支援センター「希望館」 職員数 6名(正4、嘱託1、臨1)

里親支援とっとり 職員数 3名(正1、臨1、パ1)

鳥取こども学園乳児部 職員数 37名(正29、臨4、パ4、嘱託医2)

入所児内訳(定員15名(暫定定員13名))

		0才	1才	2才	3才	4才	5才	計	総計
男	0	1	0	0	0	0	1	8	
女	2	3	1	1	0	0	7		

鳥取みどり園 職員数 38名(正24、嘱2、臨2、パ8、嘱託医2)

入所児内訳(定員160名)

		0才	1才	2才	3才	4才	5才	計
	5	24	24	24	29	28	134	

こころの発達クリニック (職員数 2名)

鳥取フレンド・鳥取スマイル 職員数 9名(正6、嘱1、パ2)

はまむら作業所 職員数 59名(正3、嘱1、臨2、パ2)

とりっころんど 職員数 59名(正5、嘱1、パ3、嘱託医1)

ひだまり 職員数 4名(正2、パ2)

IV 2019年度の事業計画

- 制度や手続きに振り回されないでキリスト教社会事業の原点に帰ろう
暴力の連鎖を断ち切り、人間の尊厳を守り抜くために —

1 法人本部

『主の力が働いて、イエスは病気をいやしておられた。すると男たちが中風を患っている人を床に乗せて運んで来て、家の中に入れてイエスの前に置こうとした。しかし、群衆に阻まれて、運びこむ方法が見つからなかったので、屋根に上って瓦を剥がし、人々の真中のイエスの前に、病人を床ごとつり降ろした。イエスはその人たちの信仰を見て、『人よ、あなたの罪はゆるされた』と言われた。』（新約聖書 ルカ5-17～20）

『わたしの兄弟であるこのもっとも小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである。』（新約聖書マタイ25-40）

(1) はじめに

鳥取こども学園の歴史に関して、今まで1906年創設とされて来たが、岡山孤児院が出来た1888(明治20)年より早い時期から鳥取孤児院(現鳥取こども学園)と岡山孤児院はいずれもアメリカンボードによるきょうだいのような施設であったことがこの間明らかになった。

「鳥取教会百年史」に詳しく述べられているが、鳥取には1879(明治13)年7～8月、同志社英学校第一回卒業生加藤勇次郎たちによる鳥取伝導、1982(明治15)年アメリカンボードより派遣された綱島佳吉つなしま かきちたちによる求道団体「友愛会」結成、1985(明治18)年O・ケリー宣教師、金森通倫かなもりみちとも、アメリカンボード派遣第一号女性宣教師タルタット女史、常駐伝道者として派遣された上代知新かじろともよし牧師等が相次いで来鳥、1987(明治20)年鳥取英和女学校を設立している。全て鳥取孤児院に係わることであり、岡山孤児院と鳥取こども学園はいずれもアメリカンボードによる兄弟のような施設であり、その歴史は尾崎信太郎の父尾崎又次郎の時代まで遙かにさかのぼることが明らかになった。

鳥取孤児院は、慈善事業の時代から日本のキリスト教社会事業のパイオニア的役割を担い続けてきたのであり、引き続きキリスト教社会事業の原点に帰って暴力の連鎖を断ち切り、人間の尊厳を守り抜くための闘いの先頭に立ちたい。

(2) 2008(平成20)年～2019(平成31)年までの法人10か年計画を終了し、新たな中長期計画に向けて、子どもたちと共に子どもの権利条約を日本に具現化する闘いの先頭に立ち続けたい。

① 今、世界中で子どもたちが飢えや暴力で殺され続けている。

日本では、誰でもよかった殺人事件が繰り返され、虐待死事件も全国各地でエスカレートしている。そのような中で私たちは、緒方貞子さん、中村哲さんなどの偉大な実践家をなくしました。今の世界は「自然」や「心」より「物」

を優先させる1930年代の2度にわたる世界大戦前夜に酷似する様相を呈しています。今必要なのは、高い精神性に基づいた現場主義であり、正義と平和のために生身の民衆と共に歩む実践です。

昨年12月にカナダのアドボカシー事務所のアーウィン・エルマンさんを迎えた子どもたちが中心となって行った集いは感動的で大きな勇気をもらいました。改めて子どもたちや職員や支援をくださる方々の素晴らしい力を確信しました。支え続けていただいた皆さんに心からお礼申し上げます。

子どもたちのためにではなく、子どもたちと一緒に考え、寄り添いながら、希望をもって、神様からいただいた自体や心を平和と正義のために磨き、使いたいものです。今ほどそのことが求められている時はありません。

☆ 私は、鳥取こども学園に命からがらたどり着いた子どもたちや保護者が見事に希望の光に変わる姿を見る時、大きな喜びを覚え、共に歩む素晴らしさを痛感する。

② 2017年8月、「新しい社会的養育ビジョン(新ビジョン)」が国の検討委員会から突然出された。

8月1日のマスコミ各紙は、○特別養子縁組を5年で倍増。 ○原則小学校入学前の子どもの施設入所停止。 ○乳児院は里親・養父母支援へ移行。 ○3歳未満は5年以内、それ以外の未就学児は7年以内に里親委託率を75%以上、学童期以降は10年以内に50%以上とする。などと一斉に大きく報道した。

新ビジョンがモデルとしている欧米諸国では、既に施設から里親へ移行し、その結果、里親が職業化し、子どもの「たらいまわし」が大問題となっている。誰からも受け止められず低下した自尊心と絶望感から犯罪に手を染め、テロに走る若者も出ている。欧米諸国で既に破綻している施設解体論を、現場を知らない学者や政治家が無責任に日本に持ち込み、子ども不在の空論を展開しているのである。

③ 2017年から全国養護施設高校生交流会(インケアユースの集い)再建を目指して、施設の高校生とスタッフをカナダ・オンタリオ州トロントのアドボカシー事務所に何度か派遣し、アーウィン所長も日本を訪問された。

2018年9月、私も含めて養育研究所のメンバー四人でトロントのアドボカシー事務所とライアソン大学を訪問し、交流協定に署名し、大歓迎を受けた。帰り際に、アーウィン所長やスタッフから、「鳥取にアドボカシーシステムが出来ることを期待したい。日本の新ビジョンの背景は財政問題であり、カナダでは同じやり方で施設が潰された。日本はそうあってほしくない」と言われた。

ここで言うアドボカシーとは「代弁」や「権利擁護」と訳して、「大人がしてあげる」ということになってはならない。大人と子どもが「パートナー」となって一緒に考え、一緒に活動し、一緒に歩むことである。

カナダで施設を無くした結果、里親が職業化し、手のかかる里子は受けないターリングオフの制度まであり、50回、60回の「たらいまわし」はざらであり、誰にも受け止められない寄る辺なさと絶望から犯罪やテロに走る若者が続出している。

☆ 欧米では里親が職業化し、日本では施設が企業化したことにより、突き付けられた深刻な事態である。

④ 2019年は世界人権宣言制定70年、子どもの権利条約採択30年、日本国批准25年にあたる。権利行使の主体者としての子どもと共に歩みたい。

1939年ナチスドイツとソ連軍のポーランド侵攻分割支配以降、ドイツ側にアウシュビッツ、ワルシャワ近郊にトレブリンカ強制収容所等を建設し、障がい者、政治犯、ロマ(ジプシー)、ユダヤ人を次々大量に移送し毒ガスで殺害した。『ホロコースト百科事典』が559万5千人～586万人という数字をあげている。子どもたちに関わる私たちは、戦後74年目を迎えて今一度、歴史を振り返り2度と戦争を繰り返さない平和への決意を固めねばならない。

⑤ 鳥取県に子どもたちと共に闘うアドボカシーを構築したい。大切なのは「権利ベースの文化、当事者によるコミュニティー開発」を構築することである。児相や役所などの公的機関や法律だけでは不十分で、幅広い市民運動が必要である。社会のみんながアドボキットで、子どもの意見を聴くという文化を築くことである。子どものためにではなく子どもと共に歩むアドボカシーを社会的養護で生活する子ども、出身者(インケアユース)たちと共に創りたい。

2018年7月、金沢で「第一回インケアユースの集い」を開催し、オンタリオ州議事堂で行われた公聴会が日本でも可能なことを示した。又、2019年8月5～7日に高校生交流会発祥の地・ニュー砂丘荘で第二回インケアユースの集いを行なった。

更に、2019年12月20日、カナダからアーウィン所長を鳥取に迎えて鳥取の高校生やユースたちが集り、今後の当事者運動の担い手として「Hope(希望)&Home(よりどころ)(H&Hの会と命名)」を立ち上げて活動を開始した。カナダに行ったメンバーを中心に鳥取県議会議員や児童福祉関係者へのスピークアウトを行なったのである。

2019年12月21～22日、「日本子どもの虐待防止学会神戸大会」で、鳥大の畑千鶴乃さんのコーディネートでアーウィンと私とトロント在住の菊池幸工さんとカナダのアドボカシーと日本のインケアユースの集いの今後を語るシンポジウムを企画実施した。

【註】

※ 国が使用している「アドボケイト制度」とすると、「アドボキットがアドボカシー活動をする制度」となり、資格とか認定制度とか取締機関化に傾いたりする恐れがある。正しくは「アドボカシー制度」としたい。

※ 「子どもの権利条例制定運動」など、オンブズマン制度を含めて中立性、第三者性が求められてきた。カナダで学んできたことや日本の現実が求めているアドボカシーは、子どもや障がい者の自殺や虐待死などを事前に食い止める闘いを被虐待当事者と共に展開することが求められ、そこでは中立性などあり得ない。

※ 行政から独立した「アドボカシー制度」はカナダの全州にあるアドボカシー事務所が、選挙で選ばれた州議員から法律に基づいて委託され子どもの声を聴き、子どもの

抱えている問題を表に出し、子どもと一緒に問題解決への道を探し、子どもに関する施策を立てる時には必ずその当事者の意見を聞くと言う原則をたてているように、鳥取県議会から直接委託されたアドボカシー制度の構築を目指したい。

※ 子どもが毎日のように殺され、貧困やいじめや不登校による孤立や長期の引きこもりや差別、地球規模での環境破壊などによる大災害の発生等、子どもと共に子どもに聴きながら、鳥取県に子どもたちを中心に置いてアドボカシー制度を全国のモデルとして創りたい。急がねばならない。

※ 当事者とは施設入所児童をはじめ、被虐待児童、保護者、施設職員、その支援者、里親、里子、経験者などのすべてを含む。施設に繋がっている子どもはまだいい。地域では虐待などで殺され続けている。施設は地域児童家庭福祉の拠点とならねばならない。

(3) 「日本型社会的養護の構築」が日本の養育危機を救う

① 厚生労働省は2019年8月30日、2017年度に全国の児童相談所(児相)が対応した児童虐待件数(速報値)は前年度比9.1%増の13万3778件で、過去最多を更新したと発表した。2016年度に虐待死が判明した数も、前年度比7人減の77人(無理心中28人含む)だった。3月には「船戸結愛ちゃん虐待死」事件も起こっている。また、2017年1年間に日本の人口は、11年連続、過去最大の40.3万人減とのこと。日本の子育てが危機的状況におかれ、この少子化の時代に都市部では児童養護施設が満床で「一時保護」が数カ月にもわたることもある。もっと子どもを生み子育てしやすい日本にすべきである。

② 「日本型社会的養護構築」のキーワードは、措置に繋がっていない要支援児童・要保護児童を保護する体制作りであり、ショートステイ・一時保護ホームを持った「児家セン」などの地域支援体制整備にある。全ての乳児院、児童養護施設に一時保護所・ショートステイホームの設置が望まれる。現状の児童相談所は虐待通告の処理で手いっぱいであり、市区町村も「要対協」など民間の協力なくして成り立たないからである。場所的人的体制を取った上で乳児院や児童養護施設への委託を進めるべきである。業者委託には反対である。

③ 「新ビジョン」の重大な問題点を克服し、子育て王国鳥取県に「日本型社会的養護」のモデルを構築したい。

ア 鳥取県の「社会的養護」は2011年7月に国の方針として提示された「社会的養護の課題と将来像(課題と将来像)」のモデルとして全国のパイオニア的役割を担ってきました。「全母協」大塩会長と「全養協」会長の私と二人の全国種別会長を擁し、鳥取県の実践を「課題と将来像」に反映させ、40年近く据え置かれ、「岩盤」と言われた「施設最低基準」を動かす大きなうねりを作り出すことが出来ましたのも、知事をはじめとする県のご支援の賜物です。

イ 「課題と将来像」は、1. 国連子どもの権利委員会からの勧告、「児童の

代替的養護に関する指針」（２００９年国連総会決議）に基づいて「家庭的養護」推進と「里親」委託を促進する。２．２０１５年度から、「３期１５年」かけて、施設１／３、グループホーム１／３、里親・ファミリーホーム１／３の目標を設定する。３．「社会的養護」施設はあずかるばかりでなく、地域の拠点として、ソーシャルワーク機能強化を図る。以上３点を掲げました。

ウ 「３期１５年計画」の一期４年目を迎え、「これから」という２０１７年８月２日、突然国から「新ビジョン」が提出されました。元々「全乳協」や「全養協」は、「子どもの権利条約」の理念が児童福祉法に入ったのを踏まえ、「乳幼児総合支援センター」や「日本型社会的養護」を提唱し、鳥取県はその先頭を走ってきました。しかし、７５％などの期限付き数値目標が加わり、似て非なる「課題と将来像を全面否定し、敵対するもの」に変質したのです。

エ 「日本型社会的養護」とは、欧米のように施設を廃止して里親へ移行するのではなく、「施設と里親が連携した日本独特の社会的養護」を目指すものです。欧米は、既に、施設ケアを縮小（廃止）し里親委託率７５％などを達成している国々です。そこでは、職業化した里親たちによる子どものドリフト（たらいまわし）が横行し傷つき絶望した若者たちは犯罪に走り、爆破テロに走るものも出ています。「新ビジョン」推進派の面々は、欧米で既に破綻している施設解体論を何の検証もせず押し進めようとしているのであり、到底容認できません。

オ 鳥取県における具体的要望は以下のとおり。

- 米子聖園天使園の「課題と将来像」による改築計画の６～８名のユニット小規模ケアを予定通り進めて頂きたい。
- 新ビジョンが数値目標や建物条件を中央集権的に押し進めることに対して、措置権は都道府県等自治体の首長にあり、自治体の独自性を認めるべきことを知事会等で取り上げ、歯止めをかけて頂きたい。
- 通所部門や児家セン、里親支援機関事業等は、地域における子ども家庭支援に有効ですが、現行の補助事業では「やればやるほど赤字になるシステム」となっています。毎年、人件費は確実に増えますが、補助金は増えないからです。措置費対応等の新たな仕組みにして頂きたい。
- 毎日のように子どもが虐待で殺されており、大舎、小舎、里親・養子縁組の別を問わず常に子どもの人権は守らねばなりません。虐待の事後処理よりも事前に虐待を防止する「日本型社会的養護」構築が求められます。
- 鳥取こども学園乳児部は、２０１８年度、８月１９日現在１５名定員で７名しか在籍してません。全員３才以上児で、乳児院に乳児が１人もいないのです。２０１７年７月から一年以上にわたって一人も入所がない異常事態です。一方、園内私設の一時保護所２ホームは、リピーターも含めて常に満員で乳児院はフル回転しています。だが、このままでは暫定定員になり、潰れる以外にない状態。施設が小規模化するほど暫定

になる。日本型社会的養護構築のためにも90%暫定を60～80%にするか暫定定員廃止を要望します。

- 「日本型社会的養護構築」の当面のキーワードは、措置に繋がらず放置されている要保護児童を保護する体制作りであり、ショートステイ・一時保護ホームを持った「児家セン」などの地域支援体制整備にあります。全ての乳児院、児童養護施設に一時保護所・ショートステイホームの設置が望まれます。
- 2016年9月5日付「児童家庭局長通知」は、「定員外」一時保護所整備に対して施設整備費、人件費、事業費を支払うとしたものである。施設に空きのある「地方」でも使えるようにして頂きたい。定員を超える場合は定員外、空きがある場合は定員内にカウントできるようにし、ショート・トワイライトステイも要対協ケースの場合はカウントできるようにして頂きたい。
- 児童福祉政策は、「課題と将来像」が現場実践の積み上げの上に、現場実践者と当事者、政策担当者の共同作業で作られたように、現場実践に根差した政策立案・施策でありたい。アドボケイトシステムとは「課題と将来像」作成過程にその萌芽が見られる。都道府県・自治体に当事者、関係者、支援者、行政担当者、による当事者運動として、独自のシステム構築を提案する。

(4) まとめに代えて

今の日本では、毎日のように子どもが虐待により殺され続けており、誰にも受け止めてもらえず、孤立し絶望した若者による「無差別殺人事件」が繰り返されている。何としても歯止めを掛けねばならない。大舎であろうが、小舎であろうが、里親であろうが、養子縁組であろうが、常に「子どもの人権」は守られねばならない。日本の社会的養護は慈善事業の時代から、制度があろうが無かろうが目の前の小さくされた生身の子どもたちに寄り添い続けてきたのであり、今一度日本の民間社会事業の原点に立ち帰りたい。欧米の破たんした制度ではなく、日本で営まれてきた民間社会事業の献身性と専門性を活かした「日本型社会的養護」の構築が急がれる。何よりも現実から、現場実践の積み上げの上に、当事者に寄り添い、当事者と共に創り上げたい。

2. 各入所施設の総合的運営

システムとしてのチームワーク支援を目指して、組織体制・責任体制及び諸会議を確認し、チームワーク支援の確立を図りたい。その際、次のことに留意したい。

(1) 「養育と治療」をめぐって

従来の児童自立支援施設や児童養護施設における「治療的支援」は、生育歴における「積み残しの挽回」を「あくまでも養育や生活」によって図るものであった。いわば「子どもの自然治癒力」の範疇である。被虐待児にしても他の情緒障害児にしても生育歴の中で大きなトラウマを負っているが、ほとんどの子どもは、「子どものもつ自然治癒力」により自らそれを乗り越えていく。私たちは彼らと共に生活し、養育の営みによって、彼らに寄り添うことで、「治療的支援」即ち「子どもが抱える問題との治まりを見つけ、癒しをはかること」(杉山信作)を展開してきた。

しかし、児童心理治療施設が対象とする子どもの中には、「自然治癒力に余るトラウマを負い」「治療の必要な子ども」も少なからず存在する。そこでは「治療契約」とより一層の「心理的・精神科的治療」が必要である。

従来、児童養護施設は「養育」施設であり、子どもにとっての「家(子どもにとっての内)」に代わるものであった。しかし最近では、それに「治療的支援」が求められ「治療」の概念が加わることとなった。前者は「人生丸抱えの家」であり、後者は「契約に基づく利用施設(子どもにとっての外)」である。「どんな子どもでも受ける」ことをモットーとしてきた当園の場合、その両者の間で常に混乱し、職員の意識の分裂を経験してきた。「養育と治療」をめぐって当園としては、上記のとおり「子どもの自然治癒力」の範疇で、「子どもに寄り添う養育・生活」及び「子どもに寄り添って子ども自身の成長を待つ」こと、すなわちあくまでも「養育」を基本とすることとした。平成6年に児童心理治療施設の開設の時点(開設時点では情緒障害児短期治療施設)で「学校型」でも「病院型」でもない「生活型」の児童心理治療施設を目指してきた所以である。

(2) チームワーク支援

家庭崩壊を体験してきた子どもたちにとって、職員の好ましいチームワークはそれ自体好ましいモデルとなる。施設生活の場では、学校などと違って本音と建前を使い分けることは出来ない。使い分けたとしても子どもたちはすぐに見破ってしまう。職員同士の自然で嘘のない民主的なチームワークは施設での養育にとって重要である。

職員の個性、性別、職種の違い、役割の違いなどがあるのは当然で、その有機的な組み合わせがチームワークである。引継ぎは文書でなく、口頭で顔と顔を合わせての方がよい。子どもの情緒の動きまで引き継げれば最高である。

「〇〇さんはあなたとのかたまりを気にして昨日ほとんど寝てないと思うよ」といった具合に、チームメンバーのお互いのさりげないフォローは大切である。

(3) 変な縄張り意識は、組織と運営の硬直化をもたらし、生き生きとした運営の支障となる。また逆に、組織的意志統一のない相異的な関わりの横行は、いたずら

な混乱と担当者の意気の喪失をもたらす。

- (4) 職員集団が大きくなればなるほど、チームワーク支援を凶ろうと思えば、「会議」が多くなる。施設にとって支援こそ命であり、「会議」はより良い支援のためにある。「会議」をやっているだけで仕事をした気分になるが、支援実践に繋がらない「会議」は「踊る会議」になる。限られた時間と人で運営している状況から、極めて要領の良い会議が要求される。相互批判も含めて自由な討論が保障されねばならないことは言うまでもない。
- (5) ここ数年「生活部門の強化」をかかげてきた。心理治療過程でもたらされる子どもたちの退行や依存を、現実の生活場面でしっかりと受け止め、その退行や依存を「信頼関係」にまで昇華させることが肝要である。「生活部門の強化」は、規則や管理や「強制」の強化によってなされるべきでないことは勿論である。子ども一人ひとりの「自立支援計画(個別支援計画)」「治療方針・治療的仮説」を担当職員がチームとして明確に持っているか、「グループダイナミズムを考慮したホームとしての支援方針」を持っているか、そのことを個々の子どもたちにしっかりと伝えて目標を持たせて、それを励まし、支えているかが問われている。さらに、「支援成果の点検・評価」それに基づく「目標、計画の再構築」などに取り組むことが、今後の課題となろう。これは、日々の生活場面における極めて具体的な事柄であり、日々の支援実践こそ施設の命である。
- (6) ホームでの支援実践の場は、職員居室ではない。子どもたちが集う食堂を中心とした子どもたちが居る場所であり、共に生活する中でのなにげない会話やふれあいの中にある。子どもと一緒に食事をするのは重要な仕事であり、一緒に風呂に入ったり、一緒にテレビをみたりするのも重要な仕事である。日誌を付けたり記録をとったりするのは子どもが寝てからか、学校に行っていないときにすべきで、子どもたちとのふれあいを大切にしたい。職員室での説教よりも生活の中でのオープンな会話の方が子どもの心に響くものである。職員居室は職員の休憩室である。掃除や洗濯をしたり、片付けたりする家事も生活の重要な柱であることは言うまでもない。

3 . 児童養護施設 鳥取こども学園

児童養護施設鳥取こども学園は、1906年の創設以来114年、基本理念「愛（一人ひとりを大切にすること）」を基軸に子ども一人ひとりを尊重し、日々のいとなみを大切にしている家庭的養育を追求してきた。

115年目を迎えた今年度も、児童福祉法に示される「児童の権利に関する条約」の精神を重んじ、今後も「子どもの最善の利益の優先。子どもの意見を尊重し、子どもと職員がともに歩む」ことを土台にして「適切な養育や生活の保障・愛され保護される保障・心身の健やかな成長、発達、自立を図る権利を保障」できる養育支援を実践する施設であることを今一度確認したい。全ての職員がよりよい組織体制のもとに、一体となって「子どもの人権を柱に据えた」養育・支援が行われることを意識して事業計画を作成した。

(1) 子どもの意見表明権の保障

平成27年度・29年度に、日本キリスト教児童福祉連盟のバックアップのもとで子どもと職員がカナダ・オンタリオ州アドボカシー事務所で「子どもアドボカシー」の学びを得て、平成30年度・令和元年度には、その子どもと職員が共に企画した「第1回・2回インケアユースの集い」を成功させた。令和元年12月1日には、それらの企画に参加した子どもと職員が中心となり、鳥取県児童養護施設協議会に子どもの意見表明権を保障するグループ「Hope&Home（以下、H&H）」が発足した。今年度、H&Hの活動を通して「子ども・職員の『子どもの権利』の学び」、「子ども自身のエンパワメント」、「施設運営や政策の策定への子ども参加」、「鳥取県に子どもアドボカシーシステムを構築（令和3年度）するための検討会への子ども参加」を実現する。

(2) 子ども自身が「受け止められ体験」をする養育

子どもと職員が安全で安心できる良好な家庭的環境で「共に生活」「共に成長」できることを基本とし

①子どもに寄り添う「受け止め手」として

職員は、「子どもの(問題点)をどうするか」ではなく、子ども一人ひとりの特徴を理解・尊重し、子どものありのままの姿の「受け止め手」として丁寧に寄り添う「個」を大切にしたい支援を行う。

②「希望」が持てる日々の歩みを

数々の困難を背負った子どもたちであるが、日々の生活の中で自分を取り戻し、「自分を大切にし、他人も大切にしたい」することを大事にする。未来に「希望」を抱いて日々生活を送れることを願い、いろいろな経験の場を応援し子どもの視野を広げる関わりなど意識的に行う。

(3) 家庭支援

子どもの入所理由が、保護者の虐待・経済的困難・精神疾患・養育能力の欠如等様々な要因が複雑に絡み合っている。このような中で職員は、自らも「傷つき」や「孤立」を体験してきた保護者に寄り添いながら「共に育てていく」ことを大切に支援を行っていく。その上で子どもと保護者との関係調整を行うと共に、保護者の生活改善等の支援を関係機関と綿密に連携し、適切に行う。

(4) 食事で育まれる養育を目指して

これまで本園では、栄養士や調理員を中心に、集中調理方式をとおして栄養バランスが整った安心・安全な食事が提供されてきた。しかし、施設の小規模化が推進され、生活の中心の一つである「食」に関しても、より家庭的な支援である必要性を感じていた。このことを踏まえ、食に関する支援の在り方を見直すべく、平成23年12月に各部署代表者13名による「TKG13プロジェクト」が発足した。児童養護施設部門においては、平成26年度より「養護TKG」を立ち

上げ、さらに具体的な検討を継続して行ってきた。平成30年度には検討メンバーを増員し、子どもの様々な思いをより反映できる仕組み作りを図った。現在は集中調理室より食材を配り、毎日の朝食と、日曜祝日以外の夕食をホーム調理で行っている。「子どもが生活の中で調理の匂いや音を感じる」「調理も日常の一場面として関心を促す」など、食育をテーマにより家庭的な食事提供の在り方を目指し、試行錯誤を重ねている。今年度においても、具体的な実践と検証を繰り返し、子ども、そして職員がともに楽しく食事できる生活を追求していく。

(5) 心理支援

子どもたちの入所理由、家族背景は複雑多様でなおかつ重層化する一途であり、施設養育の中で子どもの知的、関係性（社会性）の発達に心理的な視点を要することが増えてきている。セラピストは子ども個人への心理アセスメントや心理ケアだけでなく、ケアワーカーはじめ多職種と様々な場面で情報共有しお互いの専門性を高め合いながら共に養育を担っていく。

(6) リービングケアとアフターケア

近年、高卒児の進路決定については慎重に取り組んではいるが、県内外で独り暮らしをする退所児の離職・退学率が高い。自立支援コーディネータとしての役割を担う職業指導員を総括として、中高生の自立・進学・就労に関して積極的な支援を行っている。今後も自立援助ホーム、退所児童等アフターケア事業ひだまり等と連携し退所後もきめ細やかなアフターケアに努めると共に22歳の年度末まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を行うことが出来る「社会的養護自立支援事業」についても積極的に活用していく。

(7) ブロック体制のさらなる構築にむけて

『本園2ホーム+地域小規模1ホーム』の3ホームで1ブロックとし、ブロック長のスーパーバイズ体制の取り組みの3年目となる。さらに昨年度から各ブロック長が家庭支援専門相談員として、保護者等支援も含めたスーパーバイズ体制を取り、中心的役割を担うこととした。

①家庭的養育の根幹であるホーム担当職員間でのチームワークを大切にすること。

②各ブロック会を定期的開催しブロック内での情報共有をすると共に、ブロック内の連携についても引き続き検討していく。

③組織体制のさらなる構築を図るためにも、ブロック長会(園長、副園長、基幹的職員、ブロック長)、ホーム長会で検討、改善を行っていき、私たちの掲げる養育支援に繋げていく。

(8) 職員育成について

各ホーム・各ブロック・各部署において様々な課題や懸案事項が生じ、それぞれで悩みながらそれぞれの解決にあたっている。それには、勤務年数に捉われず職員一人ひとりの個性・意見を尊重していく事が重要であり、またひとりで抱え込まずチームで問題にあたる事こそが、大きな職員育成につながる。関わる子どもたちや支援の方法も様々であるが、その一つ一つに丁寧に取り組むことこそが我々現場の職員の大きな成長の糧となっている。そして、多種多様な課題に対し、さらに適切に支援ができるよう職員個々の支援の質を高める必要がある。日々の新任職員へのOJTをはじめ、理念研修、経験年数に応じ体系化された法人内外の研修参加等での職員育成の充実化に取り組む。このような中、管理職は、5年後・10年後の次世代の児童養護施設のリーダー育成にも努めていく。

(9) 里親支援

鳥取県では今後、里親登録数、ファミリーホーム設置数を増やすことにより里親委託を推進すること、そして県内の社会的養護施設の小規模化・高機能化等の状況を踏まえ、令和11年で里親委託率40%以上を目指すとした。欧米のよ

うなドリフト現象が起きないためにも、これまで当施設が行ってきた措置変更先への「寄り添い・支援」の実践を生かし、積極的な里親支援を行っていく必要がある。但し、「支援する側⇔支援される側」という関係ではなく、養育についての困り感の共有、委託児童の支援についての検討といったものから、家庭的養育のあり方について等、里親に寄り添い、ニーズをキャッチし、それに基づく支援を行っていく必要がある。

(10) 実践的養育論に則した施設形態のビジョン策定

平成27年3月に策定された「鳥取県社会的養護推進計画」は社会的養護施設・里親委託に特化したものであったが、昨年度より鳥取県子育て人財局家庭支援課を事務局に取り組んでいる「鳥取県社会的養育推進計画(以下、「新推進計画」)は、i.鳥取県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像、ii.当事者である子どもの権利擁護の取組、iii.市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組、iv.代替養育を必要とする子どもの数の見込み、v.里親等への委託の推進に向けた取組、vi.パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組、vii.施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組、viii.児童相談所の機能強化等に向けた取組、ix.一時保護改革に向けた取組、x.社会的養護自立支援の推進に向けた取組等、多岐にわたる。

①現状として

- ア 鳥取こども学園は既に基本的な小規模化、地域分散化は完了している。
- イ 平成30年度は、定員58名に対する充足率が83%であった。
- ウ 一時保護所の利用が要保護児童対策地域協議会個別支援ケース家庭への支援の一環としてアセスメントや保護者のレスパイトを目的とした委託一時保護、子育て短期支援事業(ショートステイ等)がここ数年かなり増えてきており、特に週末は全てのニーズを受け入れることが出来ない状況がある。

②今後年度の検討事項

- ア 昨年度は実践的養育論についてホーム長会で議論した。今年度は、施設における実践的養育論をまとめ、それに則した施設形態の今後のビジョンを策定する。
- イ 具体的には、新推進計画にあるような特別なケアが必要な子どもの場合の生活単位を1ホーム当たりの人数を4人とするような本園の小規模化、6対6の職員配置も鑑み、さらなる地域分散化をすすめていくかことについて、この事業計画と照らし合わせ一つ一つ丁寧に検討していく。
- ウ ①のウの実情に合わせ、ショートステイ等市町村の子育て短期支援事業を利用した場合でも要対協個別支援ケースであれば、受入児童に算定できるような鳥取方式の弾力的運用について県、市町と協議していくと共に新推進計画にあるように定員4名の一時保護所の設置を目指していく。

(11) リスクマネジメント

被措置児童への虐待、施設内での事故、施設内感染等、子どもたちが安全で安心して生活できるよう、様々な防止策の徹底。グループウェアを活用しての日々の報告・連絡・相談を的確に行うと共に「ヒヤリ・ハット」の情報を共有化して防止に向け検討・実施。ホーム内、ブロック間、施設内でのチームワークとオープンな議論を大切にする。

(12) 地域子育て家庭への支援

社会的養護の拠点として、児童家庭支援センターと協働し地域の子育て支援、要保護児童対策地域協議会への参加等、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的ソーシャルワーク機能を充実していく。

4. 児童心理治療施設 鳥取こども学園希望館

法人理念に裏打ちされたノーマライズを推し進めつつ、入所児童一人ひとりの「こころ」「願い」を大切にしたい総合環境療法の実践に臨みたい。

<職員の共通確認事項>

(1) 生活モデル児童心理治療施設への追求

★ 基本は「養育」

「養育」とは、「受けとめられ欲求」→「受けとめられ欲求の表出」→「受けとめ手」→「受けとめられ体験」である。職員が「受けとめ手」となるには、特定の職員がその子どもに自分を差し出しつつ、その子どもの傍らにその子どものために居続けることによって実現可能となる。(芹沢俊介)

① 愛着

ア 二者関係 (私とあなた)

愛着関係の基本は、二者関係(私とあなた)にある。施設支援の弱点として、複数の職員による客観的すぎる対応がある。「私の思い」(様々な視点での仮説・想像)と「あなたの思い」(子どもが思っていること)を現実的に付き合わせ、心の共有(「ニコッ」と微笑み合える関係)を図ることで、安心・安全な関わりが実現できる。このことにより、甘えが表出され、「ちょっと聞いてください」という約束(指示)ができる。

イ 一貫性 (ホーム職員、希望館全体)

子どもと職員の生活は、日々の連続性にある。チームで関わる場合には子どもに一貫した応答を心がける。経験一年目であろうが、十年目であろうが、誰に聞いても同じ答えが返ってくるような情報共有(特に、子ども一人一人の方針)を行う。

ウ 生活の価値

子どもにはあらかじめ、自らを高める能力が備わっている。「認知する能力」、「学ぶ能力」、そして「自分の世界を広げる能力」である。これらが日々の生活の中での大小の価値となるが決して与えられるのではなく、自ら獲得するものである。しかし、当施設で生活する子どもたちは、環境や特性により制限や誤解、心理的暴力等の加害で能力の発揮を奪われている。子どもたちの奪われた能力の回復を支援すると共に、更にそれぞれの子どもが本来有している能力発揮を引き出す援助を行う。

エ 職員の感情管理 (転移・逆転移)

職員が自分の感情を理解・管理・調整することで、子どもの激しい感情の波に巻き込まれることを防ぎ、良いロールモデルとなる。また、イネイブラー(子どもの為の言動が、実は自分の為の言動であること)とならないこと。

② 子どもの権利 (施設の主体者)

入所時のセレモニーでは、「子どもとの約束」として、「どんなことでも話し合いで解決すること」としている。職員こそが約束を守ることを前提として、職員は常に子どもの権利(子どもの権利条約)について意識した言動をすること。特に、子どもの意見表明権を保障する場を確保し、どんな小さなことでも子どもを一人の人間として尊重した話し合いで解決することとする。

③ 職員の専門性の研鑽と統合的支援

ア 理論と実践の統合化

児童心理治療施設で子どもの養育を行っていく際、これまでの知識や経験では通用せず、たえず見直しを迫られることがある。現場の生きた過程の中で専門性を高めていくことは重要である。このとき、様々な理論は決して現実のすべてに当てはまるものではないが、複雑な事象のその奥底で現実を動

かしている力学を教えてくれる。その力学を理解し、現場実践で統合化されることで養育の質は向上する。

イ 他職種との連携による統合的支援

医療、心理、教育、事務、調理等、他職種の支援が統合化された養育とする。

④ リービングケア及びアフターケア

ア リービングケア

生活モデルとして「家庭的なホーム」を目ざしながらも、やはり施設色は拭えない。子どもの退所後のことを見通しながら、効果的なリービングケアを追求する。

イ アフターケア

子どもと愛着関係を結んだ職員が中心となり、アフターケアを行う。この際、希望館のみならず、法人内他施設をはじめ、他機関を巻き込んだ対応も検討・実施する。

⑤ 家族調整

親支援は状況により、ホーム職員で対応するか、ブロック長・セラピスト・医師等が対応する。家族統合の見通しのレベルに対応した支援方針を立てることを心がける。

<今年度の取り組み>

(2) 支援体制強化と治療的養育の質の向上

様々な困難を有する子どもたちが集団生活を送ることを鑑みつつ、更なる「安心・安全」で、温かく全人的な施設生活を追求していく必要がある。

① 1ホーム4人体制を含め、家庭的養育をベースに治療的養育を実現できる体制を検討する。

② 日々の職員へのSV・希望館朝会・ケースカンファレンス等、スーパーバイズ体制を強化する。また、医療・心理・教育・生活支援等の他職種が子ども一人ひとりのケースに対してケース概念理解・支援方針・役割分担・職員の感情管理等を実現するためのチームアプローチを充実させる。

③ 子どもの性化行動に関して高い意識を持ち、支援体制を構築する。

これまで「こどもの性を考える会」では職員教育を主眼としてきたが、今年度は子どもに対するアプローチを主眼として対応方法を検討・実施する。また、子どもの性化行動と常に隣り合わせであると意識し、早期発見の方法論についても検討・実施する

(3) 人材育成と専門性の向上

各ホーム・各ブロックにおいて様々な課題や懸案事項が生じ、それぞれで悩みながら解決にあたっているが、特に希望館の新任・若手職員は、多忙さと支援の困難さから、本当は良質な業務遂行を達成しているにもかかわらず、自信とやりがいを失いがちである。

それらを踏まえ、勤務年数に捉われず職員一人ひとりの個性・意見を尊重していく事、また一人で抱え込まずチームで問題にあたる事こそが、大きな職員育成につながることを大切にしていく。関わる子どもたちや支援の方法も様々であるが、その一つ一つに丁寧に取り組むことこそが我々現場の職員の大きな成長の糧となっている。そして、多種多様な課題に対し、さらに適切に支援ができるよう職員個々の支援の質を高める必要がある。日々のOJTをはじめ、理念研修、経験年数に応じ体系化された法人内外の研修参加等での職員育成の充実化に取り組む。このような中、管理職は、5年後・10年後の次世代の児童心理治療施設のリーダー育成にも努めていく。

(4) ニーズに応える多様性の拡充と養育の両立

社会的養護の趨勢から、子どもの症状軽減等に焦点を絞った治療を達成し、家庭復帰や里親等への措置変更をスピーディーに求められていくことも予想。就学前児や過卒児の対応、短期の行動観察、地域支援を見据えた一時保護など、児童心理治療施設へのニーズが多様化していく。これまでの設定や実践に囚われることなく、これらのニーズに応えるべく希望館の多様性を拡充する必要がある。一方で希望館が紡いできた、愛着形成と養育をベースとした治療的支援を引き続き達成し、この両立を意識した運営が求められると考える。

① さつきホームの運営

さつき検討会、希望館朝会、職員会にて報告や意見交換を行い、細やかなアセスメントとプランを通じた支援を実施。さつきホームでなければ成し得なかった治療がいくつも達成された。必要に応じて「さつき検討会」を開催し、ニーズに即した運営を迫及していく。

② 緊急時の介入とサポート体制の充実

子どもが不調・不穏時には、担当ホームを超えて全入所部門職員が連携する介入とサポートは、希望館が長年大切にしてきた支援である。これらの学びと工夫を生かし、入所部門が一枚岩となって相互扶助することで、より多様性のある治療的養育を達成していく。

(5) 社会的養護における児童心理治療施設の役割追求と発信

① 児童心理治療施設が社会的養護の重要な分野を担っていることを再度認識し、子どもたちへの支援に反映すること。「治療」施設としてではなく「基本を養育」としていることこそが希望館の特徴である。

先進的な児童心理治療施設として、今後も役割を追求し、地域と全国への発信を絶やさないこととする。

② 県内協議会への更なる参加と他種別施設との連携

これまで希望館は、県内の児童養護施設協議会・入所施設協議会に所属し各施設と協働と連携を図ってきた。社会的養護における役割追求に高い意識を保ち、更に各調査研究や部会への活動に力を入れていく。

(6) ニーズに応える多様性の拡充と養育の両立

社会的養護の趨勢から、子どもの症状軽減等に焦点を絞った治療を達成し、家庭復帰や里親等への措置変更をスピーディーに求められていくことも予想。就学前児や過卒児の対応、短期の行動観察・治療的介入等の地域支援的一時保護など、児童心理治療施設へのニーズが多様化していく。これまでの設定や実践に囚われず、これらのニーズに応えるべく希望館の多様性を拡充する必要がある。一方で希望館が紡いできた、愛着形成と養育をベースとした治療的支援を引き続き達成し、この両立を意識した運営が求められると考える。

① さつきホームの運営と治療

さつき検討会、希望館朝会、職員会にて報告や意見交換を行い、細やかなアセスメントとプランを通じた支援を実施。さつきホームでなければ成し得なかった治療がいくつも達成された。必要に応じて「さつき検討会」を開催し、ニーズに即した運営と治療を迫及していく。

② フリー職員の業務遂行とフリー体制の充実

柔軟かつ多様性を求められるフリー職員が、目的と役割を明確に業務遂行に当たることは、入所児童の利益と直結している。両ブロック長、フリー職経験者、フリー職員が定期的に集い、平成29年度に確立された「フリー職員の役割と業務」をベースに、助言や相互確認する「フリー職員会」を開催する。

③ 緊急時の介入とサポート体制の充実

子どもが不調・不穏時には、担当ホームを超えて全入所部門職員が連携して

介入とサポートは、希望館が長年大切にしてきた支援である。これらの学びと工夫を生かし、入所部門が一枚岩となって相互扶助することでより多様性のある治療と養育を達成していく。

(7) 子どもの意見表明権の保障

平成27年度・29年度に、日本キリスト教児童福祉連盟のバックアップのもとで子どもと職員がカナダ・オンタリオ州アドボカシー事務所で「子どもアドボカシー」の学びを得て、平成30年度・令和元年度には、その子どもと職員が共に企画した「第1回・2回インケアユースの集い」を成功させた。令和元年12月1日には、それらの企画に参加した子どもと職員が中心となり、鳥取県児童養護施設協議会に子どもの意見表明権を保障するグループ「Hope&Home（以下、H&H）」が発足した。今年度、H&Hの活動を通して「子ども・職員の『子どもの権利』の学び」、「子ども自身のエンパワメント」、「施設運営や政策の策定への子ども参加」、「鳥取県に子どもアドボカシーシステムを構築（令和3年度）するための検討会への子ども参加」を実現する。

(8) 通所部

児童心理治療施設の通所部門についての事業展開は手探りでの現状は変わらない。今年度も「通所のあり方検討会」：将来ビジョンまとめを主軸に取り組む。

希望館通所部の提供する治療教育環境は付属する子ども家庭支援センター「希望館」（以下、支援センター）の外来相談も含め、子どもの状況に応じて多様な選択肢を提供できる柔軟な体制であることや分校・分教室の教育関係者との連携も含めて「鳥取方式」と呼べるほど先進的で優れたスタイルであるとの確信も得られている。しかしながら優れた成果の裏には通所部門配置スタッフ、特にセラピストの献身性に支えられる部分が大きく、業務過剰状態の改善は大きな課題である現状は変わらない。

その成果や課題を教育分野にも共通理解してもらいながら更なる前進を図るため、平成30年度から小中学校・中小学校・希望館の管理職による「分校・分教室運営協議会」の定期開催を行いし、課題等の協議を進め行っている。しかし、昨年度は県教育委員会・鳥取市教育委員会・児童相談所を交えた「六者協議」を開催していないので、2年度は年間計画で調整し開催を目指したい。

通所卒業時の進路決定については、慎重に取り組んではいるが、通所退所児の退学率が高い。退所後も、個々の状況に応じて引き続き必要な支援に繋ぎ応じ、「児童相談所から支援センターへの指導委託」等の活用も視野に、きめ細やかなアフターケアに努める。

家庭病理的な家庭環境から通所する子どもたちは多く、本来なら物理的分離も必要と思われるケースもある。完全な分離生活が難しい中で職員は、子どもの思いに寄り添い、保護者へは「共に育てる」ことを共有し、子どもと保護者との関係調整に向けた支援を行う。

今後もより適正な総合環境療法に基づく医療・福祉・教育の連携と協働による治療教育環境の提供を実施していく。

<「通所のあり方検討会」：通所の将来ビジョンまとめ（平成28年度まとめ）>

- [1] セラピストが心理治療業務により専念できる体制の構築を図る。
- [2] 分校・分教室（以下、ぶんぶん）の希望館スタッフを児童指導員2名＋セラピスト1名の3名体制にする。
- [3] 不登校児童等グループケア（以下、てくてく）のスタッフを児童指導員2名＋セラピスト1名の3人体制にする。

- 〔4〕 ぶんぶんで実施の通所措置児童初期プログラムの「入級体験」を教員も共に行う仕組みの構築を図る。
- 〔5〕 ぶんぶんにおける支援プログラム、認知行動療法を応用した「マイプラン」研究を教員と協同協働し、治療的特別支援教育の更なる発展を図っていく。
- 〔6〕 外来部門（支援センター）、通所部門（てくてく）並びに学籍転校による通所部門（ぶんぶん）と。更には希望館入所部門の相互の円滑な連携を図る。

<今年度の取り組み>

- ① 上記〔1〕の前進を目指し、セラピー業務に専念し他のセラピストを指導できるフリーセラピスト1名を継続配置して、心理治療の質を確保する。
- ② 上記〔2〕〔3〕の体制に関して、令和元年度より通所ブロック長を新たに配置し、ぶんぶんチーム長・てくてくチーム長と併せてスタッフ間及び教員、外部機関とのスムーズな情報共有と役割分担による連携強化を図っている。今年度も更なる連携強化を図る。
- ③ 上記〔4〕〔5〕への前進を目指し、基本的な福祉と教育の視点の共有化のため
ア 分校・分教室配属教員への初期研修及び定期的な合同ケースカンファレンスを実施し、治療教育の共通認識化と共同作業化を進める。
イ 管理職レベルでの連携を強化するため開催している「分校・分教室運営協議会」の定期開催を引き続き継続し、現場管理職レベルの共同的運営意識を熟成させる。
ウ 分校・分教室を含めた通所のあり方を広く議論する場として県教育委員会・市教育委員会・県内児童相談所を交えた「六者協議」の開催を目指す。
エ てくてくについては、個々の細やかなアセスメントと支援プランを作成し、チーム内での共有、支援の実施、振り返りを繰り返し行い治療教育的支援を進めていく。
- ④ 上記〔6〕について「通所スタッフ会議」（毎週水曜日開催）、「外来部門合同朝会（支援センター朝会）」を通じてスムーズでタイムリーな連携の充実を図る。
- ⑤ 法人内での課題共有を進めるため、法人内開催会議への積極的な発信を行う。

5. 乳児院 鳥取こども学園乳児部

「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年）を受け、全国乳児福祉協議会では『乳児院の今後のあり方検討委員会』の報告書が提示された（令和1年）。この報告書をもとに乳児院の果たしていくべき社会的役割について、提言・要望をしていく動きとなっている。乳児院の現状として、まず目の前にいる子どもたちを社会的な視点でとらえる①乳幼児の養育や保護②家族支援とファミリーソーシャルワーク③“ケアニーズの非常に高い”乳幼児（ハイリスク児）受け入れとなる。

乳児部では、まずは“生まれてきてくれた！”その命をしっかりと守り未来に繋げるため、安全で安心できる環境を保障し、日々の連続性のある養育を意識しながら、丁寧に関わることで子どもたちを大切に育てていくことに力を注いでいる。また、個別担当職員と専門相談員が中心となり、親子関係再構築や里親養育支援など家庭環境に向けたファミリーソーシャルワークにも取り組んでいる。ハイリスク児（低体重・呼吸器疾患・重心・アレルギーや発達障がい・被虐待等）の受け入れに対しては、家庭的な養育環境を大切にしながらも個々に合わせたケアに取り組んでいる。これらすべてにおいて、保育士や看護師をはじめ、心理士・栄養士・家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員など多職種でチームを組むことにより多角的な視点での情報を共有し総合的な支援体制をとる。

昨年度に続き、生活単位は5名の小規模グループケア3ホームの体制をとり、短

期預かり（ショートステイやトワイライトステイなど）の受け入れを継続することで、深刻化していく地域子育ての支援機関のひとつとして対応し、ますますの機能強化を図るなど、養育機能の質を落とすことなく更なる専門性の向上を図っていく。

（1）愛着形成の基盤作りと養育の向上

- ① 小規模グループケア体制の中、ホームが子どもたちにとって安心安全な場となり、子どもらしく伸びのびと自己表現できる環境作りに努める。
- ② 次なる支援者につなぐ愛着形成が基本であることを念頭に置き、個々の状況に合った支援を行う。
- ③ より家庭に近い環境の中で様々な体験をする場を設けることにより成長を促し、一人ひとりのリズムを尊重した養育に努める。
- ④ 自立支援目標をもとに、一人ひとりの発育・発達にあった遊びや食事など工夫を凝らした養育に努める。
- ⑤ 施設内虐待防止チェックリストを活用して定期的に養育の振り返りを行い権利擁護に努める。
- ⑥ 日中活動の充実化を図り、年齢に応じた活動に取り組む。年間を通して集団活動の計画を立て社会体験の場を設け子どもたちの経験を蓄えていく。
 - ア 異年齢児活動：バイキング（乳児部TKG）・夕涼み会（里親会協同）・バス遠足（県推進事業）
 - イ 同年齢児活動：わくわくタイム（日勤専門職チーム）・芋の苗植えや芋掘り（はまむら作業所協同）、海水浴（各ホーム抜粋チーム）・ホーム行事等

（2）看護力の向上

- ① 日常的に子どもの健康状態を把握することは『変化』に気づき早期発見、早期対応に繋がるため、情報共有・発信の意識を高める。
- ② ハイリスク児に対する疾患や治療の理解が出来るよう、また日常的に起こりうる疾患などの医療的な側面の研修を計画し、異変の早期発見・適切な対応を習得するなど看護力の向上に努める。
- ③ 子どもたちを感染症から守るため日頃より環境整備をする。

（3）保護者支援の充実化

- ① 家庭支援専門相談員を中心におき、ホーム職員や専門職と連携し、よりよい保護者支援体制の確立に努める。また、関係機関との連携を密にし、ケースに合わせた親子関係の構築・家庭復帰等の支援に努める。
- ② 最適な親子関係・親子形態の再構築ができるよう、あらゆる社会資源を模索・活用し、多面的な支援に努める。
- ③ 里親支援専門相談員との連携を密にし、里親委託の支援も視野に入れた親子関係構築・家庭復帰等の支援強化に努める。

（4）里親委託の推進と里親との連携

- ① 里親委託の妥当性を「子どもの最善の利益」の視点から検証し、関係機関と共に委託推進に取り組む
- ② 子どもの育ちをつなげるための委託移行支援を乳児部全体で取り組む。
- ③ 里親支援専門相談員を中心に里親との連携の強化に努める
- ④ 施設機能を生かし、里親支援や里親への研修に取り組む
- ⑤ 委託後、縁組み成立後の里親・里子の支援強化に努める。

（5）地域養育支援体制の強化

- ① さくらんぼホームの職員配置を充実させ、一時保護やショートステイ・トワイライトステイ・平日日帰りステイなど短期利用児童の緊急な受け入れにも対応出来る体制の強化を図る。
- ② 短期利用児童を家族から離れた不安感が和らぐよう優しく受容し、安心でき

る環境の中で発育・発達等の経過を追ってアセスメントを行い、早期危機介入に繋げる。

③ 法人内の窓口である子ども家庭支援センターをはじめ、その他関係機関と密に連携をとり、親子関係改善及び親子育成支援に繋げる。

(6) 人材育成体制の整備とチームワークの強化

① 新任職員育成だけでなく、全職員の専門性の向上が図れるためのスーパーバイズ体制の整備や、職員同士が互いに研鑽できる体制や報告・連絡・相談体制の更なる充実に努める。

② 全国乳児福祉協議会が作成した『職員にむけた研修小冊子』を活用し、専門性の獲得と向上をめざした人材育成に取り組む。

③ ホーム運営はホーム長を中心に行い、ホーム内はもとよりホーム間や専門職と情報の共有を図り、組織体制の透明化に努める。

(7) 福祉サービス第三者評価の受審

前回の第三者評価から三年を経過し、令和2年度は、福祉サービス第三者評価の義務受審となっていることから、法人内児童養護施設・児童心理治療施設と連携し、職員が直接参加できる方式で受審することとする。

乳児院倫理綱領

乳児院の責務は、子どもの生命と人権を守り、子どもたちが日々こころ豊かにかつ健やかに成長するよう、また、その保護者が子どもたちによりよい養育環境を整えられるよう支援することです。

私たちはこのことを深く認識し、子育て支援に対する社会からの要請に応えるべく、日々自己研鑽に励み、専門性の向上をめざします。そして、子どもたちの育ちを支える生活の場として、すべての職員が心をあわせ、子どもたちの幸福を実現するための拠りどころを、次に定めます。

(基本理念)

私たちは、社会の責任のもとに、子どもたちの生命を、かけがえのない、社会で最も尊いものとして大切に守ります。

私たちは、子どもたちによりそい、その思いを代弁するよう努めるとともに、専門的役割と使命を自覚し、一人ひとりの子どもの最善の利益の実現に努めます。

(権利擁護)

私たちは、児童憲章と子どもの権利条約の理念を遵守し、子どもたちの人権(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)を尊重します。

私たちは、子どもたちへのいかなる差別や虐待も許さず、また不適切なかかわりをしないよう、自らを律します。

(家庭的養護と個別養護)

私たちは、家庭的な養育環境のもとで、子どもたちが安心して生活できるよう、子どもたち一人ひとりの成長発達をきめ細かく、丁寧に見守っていきます。

(発達の支援)

私たちは、子どもたち一人ひとりと信頼関係を築き、子どもたちが健全な心身の発達ができるよう育ちを支えます。

(家庭への支援)

私たちは、関係機関と協働し、家庭機能の回復を援助するとともに、保護者や里親と子どもたちを継続的に支援します。

(社会的使命の遂行)

私たちは、関係機関と協働し、虐待防止の推進を図るとともに、地域の子育て支援や里親支援などの社会貢献に努めます。

平成20年5月9日(平成26年5月12日一部改正)
社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国乳児福祉協議会

6. 保育所 鳥取みどり園

保育所では、乳幼児が一日の大半を過ごしている。子どもたち一人ひとりを受容し、全ての子どもたちが健康・安全で情緒の安定した生活ができるように、環境を整え、自己を発揮しながらいきいきと活動できるように、保育内容の充実を図っていききたい。園児の中には、発達がゆるやかだったり、コミュニケーションがとりづらいうちの子どもの姿がみられるので、保育士を仲立ちとし、ひとり一人に応じた個別で丁寧な関わりを行っていく。さらに必要に応じて法人内の児童家庭支援センターや外部の関係機関と連携をとり、より専門的な見解のもとでアドバイスや支援を受け、子どもの発達保障につなげていきたい。また近年、様々な家庭背景から子どもだけでなく保護者や家庭支援を必要とするケースも増えている。子育てに対する不安や困難を解消し、子どものよりよい育ちを支えていくため、今後も園を中心とした関係機関との連携を図り、保護者支援、家庭支援を進めていく。

そして子どもを取り巻く社会情勢の変化に伴い、令和元年度は幼児教育・保育の無償化が施行された。（主に3歳以上児対象）今後、更に共働き世帯の増加に伴い、就労状況も多様になってくると思われる。

このようなことから本園は令和3年度より保護者の就労の有無にかかわらず地域の子どもが集団で育つ場としての機能ができ、質の高い幼児期の学校教育・保育が受けられる幼保連携型認定こども園への移行を目指すこととした。

その為、令和2年度は新たな職員組織の下で移行に向けた準備と共に、更なる保育内容の充実と保育者のスキルアップを目指し、積極的に研修に参加し、職員の資質・専門性の向上を図っていくこととする。そして職員間の連携を深め、保育サービス・地域福祉により一層、貢献していききたい。

また、子育ての拠点、情報発信の場となっている「わくわく子育て支援センター」も企業型保育事業の保育所「とりっこらんど」との連携を図りながら、子育てに不安を感じているお母さんたちの支えとなるよう地域福祉の役割を益々充実していききたい。

(1) 保育基本方針

キリスト教精神（愛＝子ども一人ひとりを大切にする）に基づき、心身ともに健康で豊かな人間性を持った子どもを育てる

(2) 目標（めざす子ども像）

- ① 明るく元気なこども
- ② 思いやりのある子ども
- ③ 主体的に遊びきる子ども
- ④ 仲間と共に遊びを工夫し豊かに表現する子ども

(3) 保育内容

- ① 家庭的な雰囲気の中で情緒の安定を図る
- ② 養護の行き届いた環境のなかで、基本的な生活習慣の確立を図る
- ③ 豊かな遊びを通して、自主、協調の態度、思いやる心、自分で考え探究判断し、表現する力を育てる（教育の充実＝「生きる力」の基礎を育てる）

(4) 定員160名

(5) 特別保育事業

- ① 乳児保育促進事業
- ② 障がい児保育
- ③ 開所時間延長保育事業

(6) 委託事業 地域子育て支援センター

(7) 令和2年度の取組

- ① 職員が法人鳥取こども学園・みどり園の創立の精神（キリスト教精神）をしっかりと受けとめるとともに法人全体との連携を強化する

- ② 「健康な体づくり」をテーマとした保育実践
体操教室など、外部講師の導入と保育環境の見直し、工夫
- ③ 職員の資質・専門性の向上と人材育成
 - ア 認定こども園にむけて園内外研修の充実
実施園の視察他勉強会の実施
 - イ 各種研修会への参加と報告・・・キャリアパスの明確化を見据えた研修
研修報告を含めた園内研修の持ち方検討
 - ウ 組織体制の構築と明確化（園長、副園長⇔現場職員の組織体制の確立）
 - エ 保育リーダー・専門リーダー・職務分野別リーダーの育成と他職種との連携
（職員一人ひとりの持ち味を認め、チームワークとして認め合える環境、
また、良好な人間関係作り）
- ④ 環境改善
子どもにとって安心・安全で快適な環境作りをめざす
- ⑤ 財政について
 - ア 改善に向けて保育士配置基準に準ずる適切な職員配置と業務内容の見直し
を行う。
 - イ 園だよりやポスター、ホームページ、SNS等を活用して積極的な広報活動
を行う。
 - ウ 園見学や園児との交流を図る等、わくわく子育て支援センターの利用者を
含めた未就園児の入所獲得につなげていく。

年々就労を希望する保護者が増え、保育園を利用する家庭が増えてきている中、子どもを取り巻く環境は時代と共に変化し、また家庭の様子も多様化し、子育てに厳しい状況にある。これからも子どもを中心に置き、子どもの最善の利益を考え、家庭と園が連携をとりながら信頼関係を深めていく。そして、子どもたちの声に耳をかたむけ子どもの笑顔いっぱいの明るい光と愛の園となるようつとめていきたい。また、地域と密接な関係のある保育園が法人を支える一助となるようにしていきたい。創立者の考えである「虐待の早期発見・予防」を保育園の使命として再度捉え直して実践に繋げたい。

7. 児童自立生活援助事業 自立援助ホーム 鳥取フレンド・鳥取スマイル

近年、自立援助ホームにやってくる青少年は家庭環境に恵まれていないだけでなく、困難さの一因として、発達障がい・知的障がいがある場合がほとんどである。実際、当法人自立援助ホーム部門において、ほとんどの入居者が福祉的なサービスを利用し、就労・生活をしている状況にある。また、入居中の関わりにとどまらず、退居後、生活が不安定となったOB・OGに対しても支援を行っている。

そんな状況の中で、一般的に言われている『自立』ではなく、それぞれが自分の希望・状況に合わせたオーダーメイドの自立の形を見つけ、その人らしい生活ができるように支援を行いたい。また“支えられながら、支えていく”ことを“自立”と定義し、地域の輪の中で生活できるように支援をすすめていきたいと考えている。

(1) 入居者の主体性を尊重した自立支援

① 就労・生活向上のための支援

ア 社会内支援の構築

○ホームや職場に限らず、地域のコミュニティーに参加することを推進。具体的には町内の体育行事やボランティア活動（手話サークルなど）、民間の習い事などへの参加。地域との関わりの中で、自己肯定感を高め、社会の構成員として役割を担うことの大切さに気づいてもらいたい。

○法人各施設との関わりやOBの会（レインボーズ）とのつながりを提供す

る。

○年1、2回程度合同ホーム行事を実施。

イ 進学・職業訓練の推奨

○入居する若者の多くが中学校卒業を最終学歴としており、就労と並行しながら通信制高校への進学を支援。また、いきなり就労をすることを検討するのではなく、職業訓練などで資格取得をするなど就労するための準備ができるように支援を実施する。

ウ 定期的な個別面談

○特定の入居者に対しては定期的に、全入居者に対しては最低でも月1回程度、個別に振り返りをし、現状確認→目標の再設定→実行計画の策定→実行のサイクルを前提として入居者と共に短期的な個人支援計画を確認する。

○特に精神的な不安定さを抱える入居者に対して、定期的な時間を設定し、傾聴する時間を確保する。

エ 入居時支援

○就労支援と同時に、生活体験を通して社会生活のイメージを持つ。具体的には食事作り、買い物、掃除などを職員と行うことで自活生活の素地を作る。

○入居時に、関係機関との連携を密に行なう。将来的な制度活用（障がい福祉サービス、障害者年金など）を念頭におき、情報収集を行なう。また職業適性検査・職場体験を行い、就労支援につなげる。

オ リービングケアの充実

○①ホーム内での自立支援、②ステップハウスを利用した擬似的自活生活、③アパート自立（定期的なアフターケア）といった形で段階的な自立支援を行なう。アパート自立に際しては状況に応じて“サテライト型支援”や障害者福祉サービスのグループホームを活用した支援についても検討する。

○ステップハウスを活用したリビングケアのあり方については特に生活支援について目が届かない状況にある。支援体制を見直し、定期的な支援に努める。

○退居後も自活生活のすべてを本人が行うのではなく、金銭管理や食事作りなどの一部を職員が負担することで、なだらかな社会への移行を促す方策の検討と支援の実施を行う（サテライト型支援）。

② 支援の多機能化

ア 20歳以上の継続支援

○平成29年度より「就学者自立支援生活援助事業」「施設入居者に対する措置解除後継続居住支援事業」も開始され、高等教育などを受けるために20歳を超えての支援が必要な場合であったり、障がいなどを理由に20歳で自立が困難な場合、22歳の年度末までの支援を行うことができるようになった。その制度を有効活用するために高等教育に対応する学習環境の整備、奨学金・補助金の情報収集を行う。また20歳での自立が困難な入居者については、障がいがあることが前提となると予想され、地域移行するための社会資源について情報収集を行い、支援機関との連携を密に行う。

イ 再入居支援

○20歳を超えて、支援を必要とするケースの中には一人では改善することが困難な場合がある。そういった退居者は障がい、精神的不安定、借金の問題など問題が多重化しており、相談支援のみでは対応しきれない場合がある。そのため、相談だけでなく、自立援助ホームに再入居をし、再度、職員が密にかかわる形で、問題の解決に向けての支援を実施する。

○自立援助ホームに限らず、児童養護施設、児童心理治療施設など入居支援が必要な場合は支援を実施する。

ウ サテライト型支援

○近隣に居住する形で部分的な通所支援を行う“サテライト型支援”の活用。退居後も自活生活のすべてを本人が行うのではなく、金銭管理や食事作りなどの一部を職員が負担することで、なだらかな社会への移行を促す方策の検討と支援の実施を行う。

エ レスパイトケア

○司法機関がかかわっている家庭や里親宅など生活している学籍のない若者を一時的に入居させ、家庭の負担を緩和し、また若者に対しても部分的な自立支援を実施する。

オ アセスメント・心理的ケアの強化とケースワーク支援

○就労困難な入居者に対して、職業適性検査・知能検査を実施し、職業適性について検討を行う。職業適性検査については、法人内外からの依頼に対応する。

○精神的に不安定な入居者に対しては定期的なカウンセリング、プレイセラピーを実施。また社会適応が困難な入居者に対してはソーシャルスキルトレーニングを実施。法人医師とも連携をし、支援にあたる。

○近年、障がい者福祉サービスを利用する入居者が増加しており、各関係機関との連携の窓口を一元化して行う。

○入居に際しても、県内・県外に関わらず定期的に児童相談所、家庭裁判所、保護観察所などに出向き、情報共有を図る。

○月1回程度、鳥取こども学園希望館児童精神科医師・看護師に訪問いただき、精神的に不安定、あるいは障がい者福祉サービスを必要とする入居者の往診をしていただく。

○月1回程度、鳥取こども学園希望館児児童精神科医師・看護師を交えて支援についてケースカンファレンスを行う。

カ 自立相談支援（通所・訪問型支援）

○入居打診があり、結果、入居に至らなかった若者や入居相談とは別に法人内外から就労（職業適性検査など）、自立に関して個別に相談を受けるケースが増えている。今年度も同様の相談支援を継続する。

③ 退居者支援

ア 相談支援

○必要に応じて、定期的に相談を実施。

○退居後の相談はそれぞれのライフステージに合わせた相談（結婚、離婚、出産、育児、家族の死別など）が必要であり、相談に対応できる支援体制を構築する。

○退居者の情報収集・リスト作成を実施。近況が共有できるシステムを構築する。近況が把握できない退居者については、退居者同士のネットワーク（SNS）などを使って情報収集を行う。

○年2回程度、OB・OGを対象とした食事会を実施する。

イ ケースワーク支援

○退居後の支援の中で、障がい者の福祉サービスを利用するものだけでなく、司法関係のサービス（自己破産、債務整理など）、生活困窮者支援のサービスを利用する者も増えてきており、そういった関連機関との窓口業務を実施。

(2) ブロック・ホーム内連携の強化

① ホーム内連携

ア 全スタッフによる引継ぎ

○週1回程度各ホームで支援方針について綿密に引継ぎを全スタッフで行う。

② ブロック体制の強化

ア 勤務によるブロック間の相互交流

○勤務表を一括で作成。スタッフをそれぞれに固定せず、両ホームを行き来することで双方の現状確認、支援の見直しを行い、施設間の孤立化、閉塞化を防ぐ。

イ 統括寮長によるスーパーバイズ

○統括寮長が両ホームに対して困難事例への対応、ホーム運営における課題解決、機関連携などについてスーパーバイズを行う。

ウ 業務の効率化

○法人事務と連携し、両ホームの文章作成、事務を担当職員が一括で作成・管理を行う。

(3) 法人内外関係機関との連携強化

① 利用可能性のある青少年の把握とケースカンファレンスへの参加

ア 各児童相談所、要保護児童対策地域協議会、各児童養護施設、児童家庭支援センターなどを訪問。

イ 入所可能性のある青少年の状況を把握し、必要に応じてケースカンファレンスに参加することで、早期に支援体制を構築する。

② 社会的養護にかかわる支援機関との連携強化

ア 鳥取県自立援助ホーム協議会と各児童相談所・青少年家庭課との連絡会を年1回実施。

イ 年1回程度、県内児童相談所と連絡会を開き、県内の入居者については今後の支援を検討する。また一般社団法人ひだまりを始め、各児童養護施設等とも実務者レベルで随時連携を実施。

③ 就労支援機関、障がい者支援機関との連携

ア はまむら作業所、一般社団法人ひだまり（就労支援事業）と連携。月1回の連携会議に参加。また各事業を活用して就労支援に努める。

イ ハローワーク鳥取、県立ハローワークなどの就労支援機関、各相談支援事業所、就業・生活支援センター、鳥取障害者職業センターなどの障がい者支援機関との連携を深め、就労困難な入居者の就職と職場定着を目指す。

(4) その他

① 支援の適正化に関する検討

ア 鳥取フレンドについては制度内の入居者の充足率が低い水準となってしまった。一方で、制度外での入居者は多数おり、部屋はほぼ満床状態にある。手厚い支援を必要とする入居者がほとんどで、さらにアフターケアも含めると、十分な支援ができない恐れもある。全国の自立援助ホームの8割が6人定員以下のホームであり、また養護施設などで小規模化、高機能化がうたわれる中で、鳥取フレンドの定員数について検討を行う。

イ 一方、入所ニーズが一定数ある場合については、その対応についても検討を行う。

② 施設間研修を利用した職員育成

ア 自立支援は自立援助ホームに限らず、各施設で実施されている。各施設で取り込まれている自立支援のノウハウを習得することで日々の自立支援をさらに充実したものとする。鳥取県児童福祉入所施設協議会が実施する施設訪問研修を活用。他の児童福祉入居施設へのスタッフを派遣し、自立支援について知見を深める。

③ 当事者と協力した支援システムの構築

ア 昨年度、鳥取県児童福祉入所施設協議会中堅研修会にて、鳥取フレンドOBによる講義の時間をいただいた。今後も入居する入居者が発言をする

場面を設定し、入居者・退居者の声をベースに支援・制度のあり方について検討を行いたい。

イ 職員とはつながりが薄いですが、支援を必要としている退居者が多く存在している。OB、OG同士ではつながっている場合もあり、SNSなどを利用してOB、OG同士が支援を行えるシステムの構築を検討。具体的にはOB、OGが主体的に支援チームを立ち上げ、職員のバックアップのもと、SNSなどを使って相談支援を実施していくなど。

④ 全国自立援助ホーム協議会との連携

ア 令和元年度から、鳥取スマイル寮長が全国自立援助ホーム協議会の会長に就任。また鳥取フレンド寮長も全国自立援助ホーム協議会運営役員となった。全国自立援助ホーム協議会と連携をし、自立援助ホーム全体の発展に向けて尽力していく。

イ 令和2年度全国自立援助ホーム協議会全国大会（岡山開催／令和2年10月19日～10月20日）は中国ブロックが担当となっており、主催者として大会の準備・開催を行う。

⑤ 鳥取県の自立援助ホームのあり方についての検討

ア 「鳥取県社会的養護推進計画」が策定され、今後、それに沿った形で“自立支援”が実施されることになる。また全国自立援助ホーム協議会もあり方検討会を立ち上げ、自立援助ホームのあり方について議論を行っている最中である。鳥取県における自立援助ホームのあり方についても、5年後、10年後を見据えて、関係機関と協議を重ねながら検討を行う。

8. 児童家庭支援センター 子ども家庭支援センター「希望館」

(1) 令和2年度の取り組み

子ども家庭支援センター「希望館」（以下「支援センター」という。）は、児童相談所の相談支援機能を補完するとされ（行政処分権限を除く）、特に市町村の要保護児童対策と連動し、より地域に密着した相談支援・援助業務を担うことを目的としている。

また、市町村の専門性の向上と地域福祉の向上を図ることも支援センターの役割の一つでもある。

このように地域児童福祉向上の観点から、関係機関・児童福祉施設等との連携の下に専門機関としての役割を果たすことを基本とし、特に地域の要保護児童・要支援児童とその家庭に関わっている関係機関（市町村・児童相談所等）とのケースの共有と役割の分担を明確化する。

また、全国児童家庭支援センター協議会では、妊産婦から18歳までの児童の全領域での活動よりもそれぞれの地域特性に応じた専門機関としての特色や得意分野を強調するという方針にある。当支援センターにあっては、地域の子育て支援で補いきれない心理ケア視点を中心とする支援を行い、更に施設本体と連携した治療機能等各般のレベルアップ、地域に出向いての活動（アウトリーチ）に重点を置いた学齢期の児童を多く支援しているが活動を、日常や学校生活に困難感を感じている子どもの多くは発達特性様の様態を示していることから、学齢期より低年齢の幼児期から愛着等の情緒的支援の必要性を感じており、早期からの関わりや支援を模索していく。

地域での子育て支援において、鳥取こども学園は、支援センターは基より乳児院退所後やさくらんぼホーム（0歳から3歳までの乳幼児の一時保護所）での地域支援、児童養護施設や希望館退所後の保護者支援、保育所での保護者支援など各施設・事業所が質の高い地域支援を行っている。今後、より充実した支援を行うために

は、まず、乳児期から学齢期の子どもの地域支援のセンター機能（コーディネートを行う中核機能）を支援センターが担うことが適当と考える。今年度はそのあり方を検討する。

(2) 支援センターの各種事業・業務

① 支援センター業務（鳥取県補助事業）

ア 相談援助業務

○子どもと家族への面接相談、24時間電話相談、他機関からの紹介による相談へのケースワーク、里親・里子支援、退所児童の支援

○市町が実施している5歳児発達相談・5歳児健診後の支援の一つとして「親子の情緒的支援」を検討

イ 治療支援業務

各種心理診断に基づく子ども並びに家族への個別又は小集団での指導、心理治療

ウ 児童相談所の指導委託事業（鳥取県委託事業）

要保護性が高いものの家族分離には至らない子どもや施設退所後の間もない子ども等、特に継続的な指導が必要である児童及びその家族への継続的な指導を積極的に受託

エ 里親支援業務

里親支援機関とつとり、同法人児童養護施設並びに乳児院に配置の里親支援専門相談員との連携

② 電話相談委託業務（鳥取県等委託事業）

ア いじめ教育相談（夜間・休日のみ）

いじめ・不登校総合対策センターの「いじめ110番」電話とEメール相談を夜間・休日のみ法人所属の専門職員等が分担して受託（平成24年11月開始）

イ いじめ人権相談（夜間休日のみ）

県人権局が実施している電話相談を夜間・休日のみ法人所属の専門職員等が分担して受託（平成24年11月開始）

③ 一時保護業務（鳥取県委託事業）

児童相談所の委託を受けて一時保護児童を受託し、必要に応じて行動観察、ADL評価やトラウマチェック等を行いながら、相談援助業務、治療支援業務と連携して関係機関に働きかけを行う。

④ 子育て短期支援事業委託業務（市町委託事業）

〔ショートステイ・日帰りステイ・トワイライトステイ事業〕（鳥取市ほか）

子育て短期支援事業（鳥取市・岩美町・八頭町）を受託し、一定期間児童を受け入れ、子育て支援を行っている。平成26年度からは受け入れ児童の行動観察等の情報を委託市町担当課へ報告し、支援の連携に寄与している。

また、相談支援業務との連携で市町の子育て短期支援と児童相談所の委託一時保護などの中長期支援との連動や調整を機能的に図っている。

令和元年12月から東部里親会の会員が子育て短期支援事業を受託している。必要に応じ里親への相談支援を行う。

(3) 組織及び職員

① 人員体制

支援センター所長を希望館副館長とし、業務を統括する。（里親支援機関統括、一時保護所所長、電話相談事業責任者を兼務）

その他、法人各部署からの職員を以下の通り配置（兼務）し、業務を遂行する。

<子ども家庭支援センター「希望館」職員体制>

ア	支援センター ソーシャルワーカー3名・セラピスト1名（他にフリーセラピスト2名）
イ	一時保護所（すみれホーム） 受託調整窓口担当1名、児童養護施設所属保育士、児童指導員3名・児童心理治療施設所属保育士1名
ウ	電話相談 電話相談コーディネーター2名（教育1・人権1）、各部署所属専門職員
エ	里親支援 里親支援とっとり所属里親推進員1名・相談員1名、事務員1名 児童養護施設所属里親支援専門相談員1名・乳児院所属里親支援専門相談員1名

(4) 法人他部署・他機関との連携

① 地域養育支援の包括的な連携

支援センターには地域の関係機関から多様な相談が紹介されてくる。それらの相談活動の中から市町の養育支援サービスの利用、医療機関への紹介、更には児童相談所の委託一時保護の活用や紹介。法人他施設への通所・入所措置又は里親紹介と柔軟で尚かつ連動した支援策の提供が行える包括的な地域支援体制となっている特徴がある。

② 内部連携を機能的に行うための仕組み

ア 支援センターケースカンファレンス（週2回）

イ 地域養育支援会議（月1回）

ウ 電話相談連絡会議（月1回）

③ 外部機関との連携会議

ア 各市町要保護児童対策地域協議会会議への参加（実務者会議・個別支援会議）

イ 県内3箇所の子どもの家庭支援センター連絡会議（年3回）

④ その他

NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク鳥取（CAPTA）との連携
上記CAPTAが実施している電話相談事業の実施と共に、委託事業の鳥取市養育支援訪問事業との連絡調整を行う。

9. 障がい福祉サービス事業 はまむら作業所

当事業では、障害者総合支援法に基づき利用者が自立した日常生活又は社会生活を営み社会参加を果たすことを目標として、生産活動や他の活動の機会を通じて、就労と社会参加に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の便宜を適切かつ効果的なサービス提供を行うものである。

地域で生活する、知的・精神・発達などに障がいがあり、生活面、経済面等に問題を抱えた要支援者に対し、法人内では、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、鳥取県退所児童等アフターケア事業ひだまりとの連携を強化し、法人外では、相談支援機関その他医療・保健・福祉の各専門機関と連携しながら、活動計画を行うものとする。要支援者がいかなる状況、いかなる障がいを持ち

あわせていても、利用者の人間としての尊重を忘れずに、また、その一人ひとりの特性に配慮し、各種活動を行っていく。

これまで8年の実績を基に、「利用者主体のサービス」、「サービスの質の向上」、「経営の安定化」、「地域ニーズに応じた障がい福祉サービス」の展開・充実、「共に育ち合う関係作り」を目標とする。

(1) 運営方針

利用者ひとり一人が、自立した社会参加が出来る事、安定・継続した就労活動参加ができる事を目指し、それに必要な就労技能、コミュニケーション能力等の向上を図る事ができるよう支援する。また、適切なアセスメントと利用者を主体とした支援計画によって、利用者の歩幅やニーズに合わせた生活支援を含めた作業活動、支援が実施できるよう調整する。その上で個別の目標や課題をふまえ、仲間と助け合い、事業所全体としても向上心が持てるような雰囲気作りをしていく。

令和2年度、「就労継続支援B型事業」を主に、利用者の意思や状況に応じた柔軟な支援が可能とし、利用者自身が段階を理解し、適切なアセスメントにより、利用者の歩幅やニーズに合わせた支援計画を作成、評価等をし、一人ひとりの状況に合わせた作業活動、支援が実施できるよう調整する。その上で個別の目標や課題をふまえ、仲間と助け合い、事業所全体としても向上心が持てるような雰囲気作りをしていく。

就労移行支援事業についてはニーズがない為休止とし、就労継続支援B型定員を20人、就労活動事業運営を行う事とする。

(2) 事業目標

① 利用者確保と利用者の関係調整

当事業所を数年間利用する者も増えており、今後ステップアップによるはまむら作業所退会も考えられる者もいる。また、施設内外作業においても、「チームでの就労活動」が本格的に形態化している。各種作業の遂行の為に、雰囲気作りの再構築の為に、令和2年度は、令和元年の目標数値を修正し、1日当たり平均15人とし、新たな利用者確保を行うべく、法人内外の各種専門機関との連携を活用し、活動周知、利用マッチングや利用者支援や関係調整をし、事業所として成長し続けたい。

② 運営・支援体制の強化

「利用者の増」に応じることのできるサービス体制を確保する為、さらなる業務の効率化とスタッフのスキル向上、法人内支援体制の強化は継続する。介護保険法、児童福祉法に関係のあるケースにも対応すべく、法人内外の各種研修参加を積極的にも促していく。また、ケアを提供する者としての「謙虚な姿勢」、「基本的ケア姿勢」の見直しも行い、多様化する障がい福祉ニーズに対応し得る職員育成を実施する。数年間、当事業所を利用する者も増える中、支援者側の自己点検をチームで行い支援体制の確認、強化を定期的に行い、それによって運営安定化につなげる。

③ 収支の安定化

障がい福祉サービス事業、及び、就労支援事業の収支健全化の為、本園事務担当者と協力し、自己点検に努める。就労支援事業において、事業所努力や企業協力もあり、作業収入の微増はあるものの、昨年外部の事業所との競争も出てきた。週、月、年の就労の活動計画の見直しを行う。

利用者・事業所・法人の三者で「収支」について日々意識し、チームでの企業努力を継続していく。

(3) 事業内容

① 法人内の支援体制強化

日常の作業指導・就労援助に加え「五つのサポート」をキャッチフレーズに利用者への定期・不定期の相談窓口を開設し利用者へのサービスの質の向上を図る。本年度も、利用者と関係スタッフとのラポールを基に、ニーズ把握、ケースワーク強化を図る。

ア 健康相談

法人内の看護師による健康の維持と増進の相談窓口とする。

イ 栄養と調理の相談

法人内の栄養士・調理員による栄養管理と調理等の相談窓口とする

ウ はたらく相談

利用者個々の状況に応じ、法人内外の専門職に連携していくよう相談機会を設ける

エ 福祉相談

精神保健福祉士・介護福祉士・社会福祉士による福祉制度の活用等の相談窓口とする。

オ 生活相談

健康・栄養と調理・はたらく・福祉の各相談窓口と連携し、職業指導員・就労支援員・生活支援員・精神保健福祉士・社会福祉士・介護福祉士が日常的に相談を受け付ける。

② 支援機関との関係強化

上記のサービス、アセスメント等で得られたニーズに対応すべく、「働く」を継続支援するために、相談支援事業所をはじめとする、障がい福祉サービス各機関と個別に対応していく。

③ 生活基盤の支援強化

上記の内容2つに加え、本年度も、個々の利用者の生活事情にも配慮しながら、利用者の生活基盤支援強化のケースワークにも力を入れる。具体的に、利用者本人・利用者家族の「ニーズ」や「ストレングス」へのケースワーク、(利用者の生活・住環境の把握とケースワーク)、各種障がい福祉サービス機関への連絡や相談強化、制度等の活用など支援強化を図る。その事により、就労活動の安定参加を目標としていく。

生活基盤の安定は、はまむら作業所利用中も、就職後も重要な要素となる。利用者の衣食住が個々に安定し、就労し続ける為の支援方法を、本来サービスに加え、継続していく年とする。(必要に応じ、利用者の訪問支援、家族との話し合いを実施)

また、生活基盤の安定化、強化のみならず、余暇活動、地域活動の利用者参加を促し、社会で生活し続けるスキルアップも支援する。

④ 就労支援活動

ア 生産活動

○白ネギ生産、販売

○米、季節野菜の生産、販売

イ 受託作業

○ラッキョウ畑除草(県の農福連携事業) 4～6月、10～12月、3月

○梨収穫作業 9月

○梨果樹園・枝拾い作業 1～3月

○株式会社フジタパラダイスパーク土入れ作業

○コクヨMVP事務用品生産作業

○井上農園各種いちご栽培関係作業

- 因州しかの菌づくり研究所木耳作業
- ドラッグストア171食料品陳列作業
- ウィードメディカル介護用品清掃作業

※新規作業の開拓は継続する。(県の農福連携事業担当者、鳥取県障害者就労事業振興センター担当者と情報共有し活動調整を行う。)

ウ 職場体験(実習先等の確保)・求職支援

法人外各種就労系支援機関との連携、法人内各事業所との連携として企業実習等に向けて活動する。利用者個人々の状況に応じ、求職活動も行う。

⑤ 運営と連携

ア はまむら作業所連携会議

法人内関係機関の職員で構成する「はまむら作業所連携会議」、「就労連携連絡会議」等を活用し、定期的に法人内連携強化を図る。(別途「はまむら作業所連携会議実施要領」を活用。) ケースワークについても、定期的に専門職からの助言を求め、個別支援の充実を図る。

イ 法人内連携

前項「はまむら作業所連携会議」の他、法人内外に定着した愛称「Beach Village」と共に法人の職員によるボランティア「はま猿」の活動を法人に呼びかけ、再度、活動理解と協力を基礎とした利用者の案内の機会、事業所間交流を行う。活動のみならず、多様なスーパーバイズのきっかけとする。

また、年間を通して行事計画をし、当事業所の利用者だけでなく、本部の子どもたち、気高の地域の方との交流機会を創造していく。

10. 精神科診療所 こころの発達クリニック

今年度より院長を児童心理治療施設医師兼務とし、児童心理治療施設や法人内施設の入所児童およびOB・OGを中心とした外来診療、他職種への支援強化にも取り組む。そのため、今年度より診療所開院日は週2日・午後のみとする。

当院は精神科疾患全般〔発達障害(主にそれに伴う2次障害)を含む〕を対象に、完全予約制で、精神療法、薬物療法を中心に外来治療を行っている。検査については、血液検査(外部委託)のみを行っている。

また、他福祉施設への支援として、鹿野かちみ園、鹿野第二かちみ園、松の聖母学園と契約し診療援助を行っている。

引き続き法人施設内での連携はもとより、地域の医療保健、福祉、教育機関とも連携し、患者様およびそのご家族の方の支援を行っていききたい。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 標榜診療科 | 精神科・児童精神科 |
| (2) 診療日及び診療時間 | 木、金 13:30~17:30 |
| (3) 休診日又は定休日 | 月火水土日、祝日、年末年始(12/29~1/3) |

11. 養育研究所 鳥取養育研究所

(1) 研究事業

① 第13回研究発表大会の開催

養育に関わる人々の交流や研究発展を目的として、第13回研究発表大会を開催する。養育に関する研究や実践を共有し、議論することを通して「子どもの最善の利益を守る」養育理論の創造に一石を投じていく大会とする。

② アドボカシー研究会

本事業は2021年度に鳥取県に子どもアドボカシー機関を創設することを目指す。今年度の活動は以下。

ア 鳥取県児童養護施設協議会で結成された子どもグループ「Hope&Home (H&H)」の活動支援

イ 鳥取県社会的養護経験者グループ「レインボуз」とH&Hとの連携検討

ウ 子どもアドボカシー機関創設実行委員会の立ち上げ

エ 科学研究費助成事業「子どもの権利擁護機関の設置構想：子どもの声を反映させる政策改善過程分析を通じて」（研究代表者：畑千鶴乃）の実施（カナダへの訪問調査）

オ カナダ調査報告書の執筆

③ 戦前～戦後における鳥取県の児童福祉の歩み

2008年度からの継続事業である。鳥取県は中国5県の中で、唯一社会福祉通史の研究がない県であり、鳥取県内主要機関には、ほとんど資料が残されていない。鳥取県内を調査した結果、鳥取こども学園に社会福祉史関連資料（明治期末以降）が最も多く残されていることがわかり、7年の歳月を経て2014年度に資料整理（明治期～昭和20年代）を終えた。

歴史分析なくして、現在の社会福祉を客観的に捉えることはできず、何よりも展望ある未来を描くことはできない。児童養護施設を子どもの権利を保障する実践の場とする今日的視点を持ちながら、先行研究に学びつつも、今回整理された資料をもとに、児童養護実践の歩みの解明を目指す学習会を行う。

ア 今年度は昭和元年～昭和20年（終戦）までの資料を基に、当時の養護実践を解明し、現在の養護実践とのつながりについて議論を行う。

実施予定：第36回 2020年 6月

第37回 2020年12月

第38回 2021年 2月

④ 伝記制作プロジェクト

鳥取こども学園理事長（藤野興一氏）が残してきた原稿等を編纂する。日本の児童養護の歴史並びにとりわけ鳥取県における児童養護施設のあり方の変遷を明確にし、現在、福祉に従事する職員及び今後、福祉に従事しようとする後進の方々へのメッセージとして、将来の児童養護のあり方を考えるテキストとすることを目的とする。

⑤ 定例研究会

今年度は子どもの意見を受け止めるトレーニングを中心に行う。子どもが施設で生活するうえで好ましくないこともある。それらを題材に子どもの立場になって問題解決するにはどうしたらいいのだろうか？子どもたちは自分の思い、訴え、願いを持っている。大人は子どもの意見をどのように聴くのか、聴き方の練習をする。施設種別にとらわれず、子どもの立場や子どもと対立する立場（大人）を一緒に経験してみよう。そして、感じた気持ちをディスカッションの中で言葉にして共有する。

テーマ：聴くことから始めよう！～Start by listening～

対象：社会的養護施設等に勤務する経験年数がおおむね2～5年目の職員
会場：倉吉市成徳公民館

日時：第1回 2020年 6月4日（木）18:30～20:30

第2回 2020年 9月3日（木）18:30～20:30

第3回 2020年11月5日（木）18:30～20:30

（2）研修事業

① 公開講座の開催

ア 2020年度総会記念講演

演題及び講師：未定

期日：未定

場所：未定

イ 第13回研究発表大会記念講演

演題及び講師：未定

期日：未定

場所：未定

② 2020年度児童福祉施設等職員基礎研修会

児童福祉施設等の新規採用職員（または、それに準ずる職員）が児童福祉理念の理解並びに直接的ケアの具体的スキル獲得と習熟を図ると共に、職員個々のスキルアップを通じた人材育成に取り組むことで、児童の福祉の増進に資することを目的とする。（別紙1）

③ 2021年度児童福祉施設等中堅職員研修会

児童福祉施設等の中堅職員（部署リーダー以上）がリーダーとしての使命を理解し、マネジメントの実践的スキルを獲得することで、児童の福祉の増進に資することを目的とする。（別紙2）

(3) 普及事業

① ニュースの発行

年3回発行予定。今年度も研究所員の紹介も兼ねたエッセイを柱とし、活動報告等を掲載予定。

② ホームページの充実

各活動報告や新着情報の随時更新を行う。

③ 各種学会等への参加及び発表

(4) 各種会議

議論すべき内容については、役員会を開催。その他の運営・事務は、メール等のITを活用する。

(5) その他

本研究所の趣意に則り、年度途中で研究所員の自由な発想や企画等の新規事業提案があったとき、役員会の承認を得て、その承認経過報告を他の研究所員に行うことにより、今年度事業に加える。

12. 里親支援機関事業 里親支援とっとり

(1) 令和2年度の取り組み

鳥取県社会的養護推進計画には、多方面に渡る調査・聞き取りと協議によって練り込まれた鳥取県の里親制度についての現状・課題・対応策が記されている。対応策の実現については、一朝一夕ではかなわず、多くの労力と、密な協議が必要となる。里親支援の取り組みの拡充はもとより、里親自身が、高い養育スキルと、児童の権利擁護の意識、自己覚知を得ることができる取り組みについて、ひとつひとつ丁寧に実現していきたい。当所がリーダーシップをとるものではないが、行政・民間多機関の連携の「かなめ」として機能したい。

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	1
里親等委託率	12.7	17.9	20.6	20.6	20.5	20.0	20.2	25.3	25.4
登録里親数	61	66	74	74	83	87	90	96	100
里親委託児童数	33	49	59	58	53	50	50	61	64

※平成23年度～27年度10月1日の数値・平成28年度～令和元年度4月1日の数値

※「里親委託率」…乳児院・児童養護施設措置児童数及び里親委託児童数の合計に占める里親・ファミリーホーム委託児童数の割合

(2) 里親支援事業の業務

<事業対象範囲>

鳥取県内全域(各児童相談所管轄範囲東部地区・中部地区・西部地区)

① 業務の概要

ア 普及啓発及び里親のリクルート

- 広報配布物(チラシ・パンフレット等)並びに普及啓発物品の作成及び配布
- 地域で開催される各種集会への里親等の派遣
- 里親のリクルート
- メディア等との連携、インターネットの活用

イ 養育里親研修及び養子縁組里親研修

- 基礎・登録前研修の実施
- 更新研修の実施

ウ 専門里親研修

- 認定研修の実施
- 更新研修の実施(恩賜財団母子愛育会に再委託)

エ 里親の養育技術向上のための取り組み

- 里親スキルアップ研修の実施
- 里親支援プログラム(フォスタリングチェンジプログラム)の実施

オ 里親委託等推進委員会

- 里親委託等推進委員会の設置と進行

カ 里親等への訪問支援等

- 里親等訪問
- 里親メンターの養成、メンター支援の充実

キ 里親等による相互交流

- 里親相談会(サロン)の開催

ク 鳥取県里親会への支援

- 鳥取県里親会の活動・運営の支援
- 鳥取県里親会事務局として庶務を行う

② 各業務の具体的な方針

ア 普及啓発及び里親のリクルート

里親制度の普及啓発のため、チラシ・パンフレット等の広報配布物ならびに啓発物品を作成し、郵送ならびに、各種イベント等により広く一般に配布する。また、地域で開催される各種集会において積極的に説明会等を実施するとともに、講義・講演会を開催するなど、制度の周知を図る。講義内容については、里親制度のみに絞らず、社会的養護全般や、児童虐待の現状、要支援家庭の現状、子どもの貧困問題、里親や施設職員から学んだ子育てのコツ・大事にしたいことなど、幅広い講義メニューを提示することで、講義依頼を増やしたい。児童を取り巻く悲惨な状況・辛い背景の説明のみに注力せず、里親や施設職員の愛情あふれる眼差しに包まれ、傷を癒やし、すくすくと育っていく様子が浮かぶよう、エピソードを踏まえるなど工夫したい。

イ 養育里親研修及び養子縁組里親研修

養育里親及び養子縁組里親になることを希望する方、養育里親及び養子

縁組里親であって認定更新を希望する方に対し、必要な基礎知識・最新知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的として開催する。

里親、鳥取県児童養護施設協議会所属施設職員等、鳥取県内の実践者、有識者を講師に迎え、それぞれの分野で培われ、日々研鑽されている児童福祉のノウハウを伝え、保護を要する児童の養育への理解を深めたい。また、鳥取県では、保護児童の養育先について、里親委託を優先して検討されているが、養育困難等の不調により、里親から施設へ措置変更されるケースが少なからずある。「SOS」のような緊急信号ではなく、常日頃から気軽に「ヘルプ」を求めることが出来るよう、関係機関と信頼関係を結ぶべきことについても伝えたい。また、四つの里親種別により、里親になりたい動機は異なる。里親が理解し心得ておくべき社会貢献の側面・公的養育の性質についても詳しくガイダンスしたい。

ウ 専門里親研修

専門里親の登録・更新にかかる通信教育・スクーリングについては、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に再委託する。養育実習については、児童福祉入所施設と交渉し、依頼する。

エ 里親の養育技術向上のための取組み

○里親スキルアップ研修

里親登録者である者を対象に、資質向上を目的とした研修を、県内全域を一括して年間2回以上開催する。児童福祉関連分野で実践を積み重ねている方、全国里親会役員など鳥取県内外の有識者・実践者を講師に招き、講師の知見からみた、保護を要する児童の養育に必要な知識を学ぶとともに、児童福祉への理解を深め、里親の養育技術の更なる向上に役立てる。里親養育には、目の前にあらわれる子どものありようのみならず、その子どもが保護されるまでの経緯、子どもの内面や背景、措置解除後の暮らし、施設の取り組みなどに対する理解も必要である。里親がさまざまな視点を得て、広い視野で養護問題をとらえることが出来るようになることを目標としたい。また、鳥取県全里親に、折りに触れ、講師の実績等を紹介し、研修参加の勧奨を行いたい。

○里親支援プログラム（フォスタリングチェンジプログラム）の実施

12歳以下の里子を現在養育中の里親を対象に、子どもとよい関係を作り、問題行動に対応するための具体的な方法を学ぶ「フォスタリングチェンジプログラム（以下、「プログラム」という）」を実施する。なお、プログラムは、1日3時間連続12週の開催であるため、やむを得ない欠席時の補習等、最大限の便宜を図りたい。また、プログラムのファシリテーターは、マニュアルの理解・実践の振り返りをもってはじめて、プログラムの良い進行が可能となるため、絶え間ない研鑽に努めたい。

オ 里親委託等推進委員会

里親、施設の職員及び児童相談所の里親担当職員等により構成される里親委託等推進委員会（以下、「委員会」という）においては、今日まで議論と意見交換を重ね、立場・役割・抱えている課題の相互理解が進んでいる。施設から里親への措置変更のみに注視せず、里親と施設の協働、相互のエンパワーメントをもって、総合的に里親委託推進を図ることが出来るよう、委員会を進行したい。また、各児童福祉施設に入所している児童のうち、里親委託が適である者の、里親への措置変更についての進捗状況の確認並びに隘路の検証を行いたい。

カ 里親等への訪問支援等

○里親等訪問

現に子どもを養育している里親・ファミリーホームや、一時保護・家庭生活体験事業・レスパイト・ケアなどで、児童を短期間養育している里親からの相談に応じるとともに、里親等に対する訪問支援を行う。訪問支援にあたっては、関係する施設の里親支援専門相談員と連携しながら進める。鳥取県に登録されている全里親宅の状況を把握できるよう努めたい。

○里親メンターの養成、メンター支援の充実

経験豊富な里親（里親メンター）が、悩みを持った里親や話を聞いてもらいたい里親に対し、傾聴を主とした支援を行うことで、不安の軽減、問題の整理、エンパワーメントをねらいとする。現在任命されているメンター3名の、実践を通じた気づきを共有・分析し、メンター活動のさらなる充実を図りたい。

キ 里親等による相互交流

里親同士が日常的な子育ての悩みや不安などを気軽に話し合い、お互いに傾聴することによる不安の軽減、養育技術の継承、養育に有益な情報の交換、議論による意識の向上及び研鑽を目的としたサロンを、各地区2回ずつ、計6回開催する。意見・情報交換を促進させることにより、里親会を始めとする里親のグループや里親個人の活性化・エンパワーメントを図りたい。回ごとにテーマを定め、マンネリ・冗長・散漫にならないよう、実りある意見・情報交換を目指したい。

ク 鳥取県里親会への支援

委託事業と密接な関係を有する鳥取県里親会の活動・運営の支援を行うとともに、庶務を担当する。各地区里親会役員会・打ち合わせ・サロン等、里親が集う機会に、積極的に参加し、情報・意見交換・交流を行い、運営を手助けする等の協働をもって、パートナーシップを構築したい。また、鳥取県里親会事務局として、県内外の関係機関・団体との渉外並びに事務処理を円滑に行いたい。

13. 企業主導型保育事業(事業所内保育施設)とりっこらんど

2019年4月1日、働きながら子育てをする家庭を応援することを目的とした内閣府所管の企業主導型保育事業を立ち上げ、一年が経過した。徐々に利用児童が増え、法人内外に事業が浸透してきており、2020年度は更なる機能強化を図る年としたい。外部研修と勉強会（月1回実施）による職員の資質向上と、定例会議での意見交換により、週7日開所の特色を生かし、保護者の多様な勤務形態・保育ニーズに答えられる体制づくりを目指す。前年度に引き続き、通常保育の地域枠の受け入れのほか、一時保育・病後児保育も行い、地域の子育て家庭支援の一端を担いたい。

(1) 保育理念

- ① キリスト教精神を基盤とし、基本理念は「愛」
- ② 心身ともに健康で豊かな人間性を持った子どもの育成を目指す
- ③ 子ども一人ひとりのありのままを受容し、かけがえのない命を育み育てる保育に努める

(2) 保育目標

- ① 健康でのびのびと元気な子ども
- ② 様々なことに意欲をもって取り組める子ども

- ③ 感性を豊かに表現できる子ども
- ④ 思いやりや優しさがもてる子ども
- (3) 保育方針
 - ① 子ども一人ひとりの気持ちを受け止め、安心と安全に努め、個々に応じた保育を行う
 - ② 年齢・発達に応じた様々な生活体験、遊びを通して、子どもの豊かな創造性や主体性を育む
 - ③ 人のつながりを大切に、友だちや職員との関わりの中で豊かな心を育む
 - ④ 地域と連携した子育て支援に積極的に取り組む
 - ⑤ 子育てと仕事の両立を応援する
- (4) 利用形態
 - ① 通常保育
 - ア 定員：9名（うち、地域枠定員4名）
 - イ 対象年齢：生後3か月～3歳を迎える年度末まで
 - ウ 開所日：週7日開所
 - エ 保育時間：日中 7：30～18：30
延長 18：30～20：00
夜間 18：30～翌7：30（定員2名/月曜日・木曜日のみ）
 - ② 一時保育
 - ア 対象年齢：生後3か月～3歳を迎える年度末まで
 - イ 開所日：通常保育の開所日（定員に空きがある場合のみ利用可能）
 - ウ 保育時間：日中 7：30～18：30
 - ③ 病後児保育
 - ア 対象児童：生後3か月～就学前までの病気が回復期の児童
 - イ 定員：4名
 - ウ 閉所日：土曜日・日曜日・祝日
 - エ 保育時間：7：30～18：30
- (5) 人材育成
 - ① 保育スキル習得のため外部研修受講や園内勉強会により専門性の向上を図る
 - ② 日々の引継ぎや職員会の実施により連携を図り、報告・連絡・相談体制を整え組織の透明化に努める
 - ③ 職員同士が互いに研鑽できる体制を整える
- (6) 広報活動
 - ホームページを活用し、情報発信に努める

1.4 職員研修

(1) 中堅職員研修実施計画

①10:00～11:30 昼休憩 11:30～12:45 ②12:45～14:15 ③14:30～16:00

※テーマ1は表のとおり変則

③はグループディスカッション。

月 日	テ ー マ	目 的	講 座	講 師
	【テーマ1】 社会的養護における中堅職員の在り方	子どもの人格形成・成長と、その後の人生に最も影響を与えうるのは、子どもの近くで養育・支援を中心的に担う中堅職員であり、その支援は子どもたちの未来に繋がっています。中堅職員の使命(ミッション)を理解し、それを生かしたホームやユニットの運営を学び、みんなで考えます。	①中堅職員に求めるもの ②ホーム・部署の運営について ③グループディスカッション	鳥取こども学園副園長 兼鳥取こども学園希望館副館長 法人事務局次長
	【テーマ2】 OJTとチームワーク支援	中堅職員の業務は、子どもへの直接的な支援(ケアワーク)に留まらず、ケースを動かすことで、子どもの最善の利益と目標を達成していくことも生じます。ここでは、ケースワークの基礎と意義を知った上で、関係機関との渉外、施設内の調整、保護者対応などを学びます。	①ケアワーカーに期待するケースワークとは ②ケースワーク実践におけるポイントとコツ ③グループディスカッション	こども家庭支援センター「希望館」副所長 鳥取こども学園希望館副館長
	【テーマ3】 子どもとの関わりを学ぶ 学童期～思春期	子どもと共に生活をしたり、支援していく際に、成長・発達段階における支援の要点を知っておくことが大切です。ここでは、幼児・学童期と思春期に分けて、経験豊富な支援者からそれを学びます。	①子どもとの関わり【幼児・学童期編】 ②子どもとの関わり【思春期編】 ③グループディスカッション	鳥取こども学園乳児部副院長 鳥取こども学園希望館主任・家庭支援専門相談員
	【テーマ4】 障がいを抱えた児・者への支援と社会資源	障がいを抱えて、社会的養護を必要とする子どもがいます。適切かつ役立つ支援において、その理解と援助者としての姿勢を学びます。また、障がい児・者支援における社会資源や制度についての知識を得ます。	①障がい児・者支援において大切なこと ②障がい児・者支援のための社会資源と制度 ③グループディスカッション	こころの発達クリニック保健師 自立援助ホーム鳥取フレンド寮長
	【テーマ5】 子どもの理解と権利擁護	施設での養育や支援において、子どもの権利の擁護と尊重は必須です。この講座では、施設で生活する子どもの心情を理解したうえで、「してはならないこと」ではなく、「子どもたちのためにすべきこと」を学び、権利意識を高めることで、虐待防止の礎とし、より良い支援へと繋がっていきます。	①施設で生活する子どもの理解 ーいと小さくされた者たちー ②「これまでの子どもとの関わりを振り返って。」(対談方式) ③グループディスカッション	鳥取こども学園希望館副館長

(2) 2020年度基礎研修実施計画

時間割

①10:00～11:30昼休憩11:30～12:45②12:45～14:15③14:30～16:00

③はグループディスカッション。

月 日	テ ー マ	目 的	講 座	講 師	時間と備考
	【テーマ1】 子どもの安全・安心を守るために	入所児童の安全・安心の保障は、職員一人一人に責任が伴う重要なテーマです。防災と保健衛生について、その取り組みや具体的方法、職員としての心構えなどについて学びますまた、子どもへの権利侵害を防ぐための必須事項について学びます。	①-1施設における防災について	防災委員長	10:00 ～10:40
			①-2保健衛生と感染症対策について	鳥取子ども学園希望館 総括看護師	10:50 ～11:30
			②権利擁護と施設内虐待防止の基本	鳥取子ども学園希望館 副館長	
			③グループディスカッション		
	【テーマ2】 OJTとチームワーク支援	職員として職務を全うするためには、実務を通してなされるOJTが重要となります。且つ、その力は計画に基づいたチームワーク支援の中で発揮されなくてはなりません。ここでは、それらの基本を学びます。	①チームワーク支援の重要性とポイント	法人事務局次長	
			②OJTの概念と活用ポイント	鳥取子ども学園希望館 副館長	
			③グループディスカッション		
	【テーマ3】 各施設・事業所・部署と業務を知る	社会福祉法人鳥取子ども学園には、様々な施設や事業所があり、多職種が連携して業務に取り組んでいます。各施設、事業所の見学や意見交換を通じて相互に理解し連携を深める機会とします。	①地域にある施設等の見学	自立援助ホーム ひだまり はまむら作業所	※参加は法人職員のみとして、外部への公開はしません。
			②敷地内の各施設・部署の見学	児童養護施設 乳児院 児心(入所、通所) 児家セン	
			③事業説明を通じて法人理念を学ぶグループディスカッション		
	【テーマ4】 心理治療について	施設における心理治療と、その役割についてわかりやすく説明したうえで、心理士との連携と情報共有のあり方や、支援への生かし方を学びます。	①子どもの心理臨床	鳥取子ども学園希望館 セラピスト	
			②-1社会的養護における心理士の役割	鳥取子ども学園 主任・セラピスト	12:45 ～13:25
			②-2連携における心構え	鳥取子ども学園希望館 主任・家庭支援専門相談員	13:35 ～14:15
			③グループディスカッション		
	【テーマ5】 自立について考える	私たちの仕事は、最終的に「適切な自立」へと集約されますが、そのためには自立に対する正しい理解が不可欠です。法人の中で濃く深い自立支援を行ってきた講師たちからその理念と支援を学びます。	①個別的自立の概念と支援の実際(対談方式)		
			②自立援助ホームにおける支援と施設養育への提言	自立援助ホーム 鳥取スマイル寮長	
			③グループディスカッション		